

第 1 1 4 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 3 号)

招 集 年 月 日 令 和 5 年 1 2 月 1 3 日 (水 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 会 1 2 月 1 3 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 3 日)

議 事 日 程

日 程 第 1 一 般 質 問

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日 程 第 1 一 般 質 問

応 招 議 員 (1 4 名)

出 席 議 員 (1 4 名)

1 番 津 田 晃 伸 議 員	2 番 山 下 由 美 議 員
3 番 前 田 佳 重 議 員	4 番 飯 田 吉 則 議 員
5 番 八 木 雄 治 議 員	6 番 西 本 諭 議 員
7 番 中 本 隆 敏 議 員	8 番 垣 口 真 也 議 員
9 番 神 吉 正 男 議 員	1 0 番 林 克 治 議 員
1 1 番 大 畑 利 明 議 員	1 2 番 欠 番
1 3 番 欠 番	1 4 番 大 久 保 陽 一 議 員
1 5 番 今 井 和 夫 議 員	1 6 番 浅 田 雅 昭 議 員

欠 席 議 員 (な し)

職 務 の た め に 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名

事 務 局 長 大 前 和 浩 君	書 記 岸 元 秀 高 君
書 記 小 椋 沙 織 君	書 記 幸 長 祥 太 君

地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

市 長 福 元 晶 三 君 副 市 長 富 田 健 次 君

教 育 長 中 田 直 人 君
総 務 部 長 砂 町 隆 之 君
健康福祉部長 橋 本 徹 君
建 設 部 長 樽 本 勝 弘 君
波賀市民局長 大 田 敦 子 君
会 計 管 理 者 山 本 信 介 君
教育委員会教育部長 大 谷 奈 雅 子 君

市 長 公 室 長 水 口 浩 也 君
市民生活部長 森 本 和 人 君
産 業 部 長 中 村 仁 志 君
一宮市民局長 田 路 仁 君
千種市民局長 石 垣 貴 英 君
総合病院副院長兼事務部長 菅 原 誠 君
農業委員会事務局長 祐 谷 佳 孝 君

(午前 9時30分 開会)

○議長（浅田雅昭君） 皆様、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いたします。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（浅田雅昭君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順番に発言を許可します。

まず、大畑利明議員の一般質問を行います。

11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） おはようございます。11番の大畑でございます。議長の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

本日は新病院の整備に関する問題と、不登校対策の2点について質問をいたします。

まず、新病院の整備でございますが、これは市民との合意形成を丁寧に進める必要があるという観点から質問をさせていただきます。

どんなにすばらしいまちづくりの計画が出来上がったとしても、合意形成の過程で多くの不満が残ると、決してその成果は上がりません。市民との丁寧な合意形成は、地域づくりの基盤と言えます。新病院整備も同様、みんなが我が病院と思えるようにするためには、多様な人々が関わり、様々な意見が交換できる仕組みづくりが不可欠と考えます。今日は、公立病院経営強化プランと、新病院整備について、どのように市民との合意形成を図っていくつもりなのか、市長のお考えを伺います。

今回のプランは、医師不足などにより、医療提供体制の維持が極めて厳しい状況にあることから、地域医療が将来にわたって機能を失わず、継続できるよう策定するものです。特に新病院整備に当たっては、県立病院などとの役割分担、医師派遣などを主眼に置く機能分化、連携強化により、経営を安定的に継続していける体力をつけることが求められます。そして、プランの公開、市民の関心を高める工夫を凝らすことが必要とガイドラインではされています。

そこで事前通告に基づき、市長に見解を伺います。

まず1点目、兵庫県立はりま姫路総合医療センターとの連携強化の概要、医師派遣をはじめ、具体的な措置について、連携協約などを定め市民へ公表すべきではないですか。

二つ目、新病院整備は、整備費の抑制に取り組む必要がありますが、施行予定者からどのような提案がされているのか。市民にいち早く公表すべきではないですか。

三つ目、プランは策定後だけでなく策定の各段階においても、適切な説明と十分な理解を得るよう努めるべきとされています。どのようにするのか、お伺いをいたします。冒頭でも述べましたが、市民との合意形成は、まちづくりの基盤です。みんなが我が病院と思えるようにするため、市民の意見を聞く力を持ってほしいと考えます。市長の見解をお伺いします。

2点目、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について質問をいたします。

不登校と判断された小・中学生は、全国調査で約30万人、昨年度調査より5万4,000人増えています。過去最多を更新しました。その中で、学校内外でどこからの支援も受けていない子どもたちが38.2%も存在することに、私は注視をしています。文部科学省は本年3月、COCOLOプランを発表し、速やかな対策を自治体に指示をしました。そこで本市の不登校対策について、市長及び教育長の考えをお伺いいたします。宍粟市で学校内外のどこからも支援も受けていない子どもは存在するのでしょうか。

二つ目、誰一人取り残されない学びの保障に向けた対策として、多様な学びや居場所の確保などの取組が重要ですが、その視点から2点伺います。

1点目は、今全国的に広がりつつあります学校内フリースクールの設置について、市の意向をお伺いします。

2点目、地域の中で子どもの学びを保障する場や相談できる場所の確保は、考えているのかお伺いをいたします。

最後に不登校とされた高校生も6万人を超えます。その支援に関して、義務教育を卒業したその先の進路について、手厚い支援がある高校などの情報を取りまとめる考えはないですか、お伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（浅田雅昭君） 大畑利明議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 皆さんおはようございます。どうぞ本日もよろしくお願ひ申し上げます。

大畑議員の御質問にお答え申し上げたいと、このように思います。後ほど、また副市長や教育長やそれぞれのところからも答弁をさせていただきたいと、このよう

に思います。

まず1点目の強化プランにおける機能分化、連携強化の概要と具体的な措置についてということであります。また、連携協約等について議決を経て、市民に公表すべきではないかという御質問をいただいております。

公立宍粟総合病院経営強化プランにおきましては、機能分化、連携強化におきまして、近隣に同規模の病院がない中山間地域唯一の病院として、播磨、姫路、県域北部地域の初期、2次救急を担うとともに、新病院におきましては、地域包括ケア病床を増床し、さらには県立はりま姫路総合医療センター等の近隣基幹病院での高度急性期の治療終了後の受入体制について強化を図ること等により、回復期医療機能を充実させます。

具体的な取組といたしましては、2次救急までの救急医療や周産期医療の体制維持、高齢者の心不全の対応強化等の継続的な取組のほか、整形外科常勤医の確保について取り組んでいきます。また、地域連携室の機能強化を図ることとし、県立はりま姫路総合医療センターや開業医等、かかりつけ医、医師会、歯科医師会、薬剤師会等、関係機関との連携強化を目指していきます。

御提案のありました連携協約については、病院間で協定書のような文書を交わすような情勢にはなっておりません。また、そのような協定書を交わすよう県の助言も現在は受けておりません。

特に連携協約につきましては、地方自治法第252条の2の規定に基づくことを言われておるのであれば、当規定は平成26年度に地方自治法改正で、新たな広域連携制度として創設されたものでありますが、県では医療機関相互で、一般的に行われている連携医療機関としての登録に加え、県立病院と公立病院との医療連携においては、診療応援制度が既存の仕組みとして構築をされておきまして、このような点も踏まえると、地方自治法に基づく連携協約の活用は考えておりません。

その他の質問につきましては、冒頭申し上げたとおり、副市長及び教育長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（浅田雅昭君） 富田副市長。

○副市長（富田健次君） 私のほうからは、新病院整備に関する市民との合意形成についての大項目のうちの2点目、そして3点目についてお答えさせていただきます。

まず2点目の、施工予定者の提案内容などを市民に公表すべきではないかという御質問でございますが、現在、最優秀提案事業者でございます、戸田・神名特定建設工事共同企業体との間で、合意金額の調整を行っておるところでございます。施

行予定者の提案内容などにつきましては、本年4月12日に公告いたしました宍粟市新病院整備工事実施設計技術協力事業者選定公募型プロポーザル実施要領の規定に基づき、技術協力業務委託契約締結後に公表する予定としてございます。

次に3点目の新病院整備に関しては、自治基本条例の基本原則に基づいて、事業の推進を図る必要がある、についてでございますが、新病院の整備につきましては、基本構想策定時に市民アンケートを実施し、基本構想案をもって、タウンミーティングを行い、宍粟総合病院の現状や問題の報告、新病院のあるべき姿についての説明を行い、参加された方から質問や御意見をいただきました。

また、学識経験者、医療関係者、各種団体、公募委員など15名からなります新病院整備検討委員会を設置しまして、基本構想の策定から新病院整備に係る基本計画策定について、関係分野からの御意見を反映し計画策定を行いました。

市民アンケートの結果やタウンミーティングの内容、基本計画素案の概要につきましては、市広報誌、しそくチャンネル動画放送などにより、情報発信を行うとともに、新病院整備検討委員会は公開会議で開催し、意見内容は会議録として、市ホームページに掲載することで、一般公開を行うとともに新病院整備に係る基本計画に対するパブリックコメント等の実施による、広く意見聴取に努めてきたところでございます。

本年2月から3月には、基本設計案がまとまったことにより、建物の概要や事業費、事業収支シミュレーションなどについての市民説明会を市内4会場で実施したところでございます。またこの内容につきましては、市の広報でお知らせをしたところでございます。また8月には、市民の皆さんが特に関心を持たれていると思われる項目について、適切に理解していただけるよう、新聞折り込みによる情報発信も行ったところでございます。

このようなことから、自治基本条例の基本原則に基づいて、まちづくりに関する情報については、適宜市民の皆さんへの提供、公開を行い、市民理解に努めてきたものと考えてございます。

私からは以上でございます。

○議長（浅田雅昭君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） 失礼します。私からは誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策につきまして、大きく4点の質問をいただきました。答弁申し上げたいと思います。

まず1点目の、不登校児童・生徒につきまして、学校内外どこからの支援も受け

ていない児童・生徒はなく、個々の児童・生徒の状況に応じてでございますが、学ぶ機会の提供やまた面接、そして相談等が行われております。今後も不登校児童・生徒の保護者や関係機関と連携を図りつつ、心理あるいは福祉医療の専門家の助言、あるいは援助等もいただきながら、必要な支援に努めてまいりたいと思っております。

2点目の本市の不登校対策でございます。国は、学級に入りづらい児童・生徒の学校における居場所を確保して、不登校の未然防止や学校復帰を支援するため、現在校内教育支援センター、質問にありました校内フリースクールと同様と思っておりますが、設置を促進しております。当市でも、不登校や学校に登校しづらい児童・生徒の意思を尊重し、個々の児童・生徒の状況に応じた支援を行うための教室を校内に準備して、支援を行っております。別室指導というような呼び方をしておりますが、現在こうした別室指導は、当該校の教職員、あるいは県教育委員会が配置する不登校の加配教員、それからスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、また本市では、市単独で全ての学校に特別支援教育推進員等も配置してございますが、そうした学校スタッフと呼びますでしょうか、支援体制も加わりながら、学習活動のみならず様々な教育相談の対応を行っております。

今後、国が促進しております校内教育支援センター、あるいは県の動向等も十分注視しながらですが、場合によっては財源等もあろうかと思っておりますので、そうしたものを活用しながら、さらなる校内の支援体制の拡充と教育相談の充実に取り組む必要があると考えております。

3点目、相談や学習ができる場所の提供ということなのですが、本年度、本市の教育支援センター、通称さつき学級には指導員を1名拡充、増員いたしまして、サテライト学級での相談事業の充実にも取り組んでおります。相談事業には、さつき学級の相談員だけでなく、SSWも加わり、不登校児童・生徒本人への支援とともに、保護者間の意見交換やネットワークづくりにも役立つよう、この夏には保護者会も実施したところでございます。

また、健康福祉部福祉相談課が、宍粟市ひきこもりサポート業務委託事業というものを実施しておりますが、NPO法人ピアサポートひまわりの家に委託し、不登校の方々、またその保護者や御家族を対象とした居場所づくり、及び相談事業等を実施し、これまでも市内の児童・生徒や保護者の方が相談のために訪問したと報告を聞いております。

今後とも、宍粟市の教育支援センターの機能充実、これが重要であります、こ

れをはじめ、健康福祉部とも連携を強化しながら、児童・生徒、保護者が必要とされる学びの場や居場所づくりにつながる支援に努めてまいりたいと思います。

最後に、義務教育卒業後の進路ということですが、その情報の仕組みの在り方についてという御質問いただいております。

義務教育卒業を控えた不登校児童・生徒への進路指導では、各学校において、当該生徒や保護者との個別面談、懇談等において、公立学校での学習内容、あるいは通学方法、不登校生徒の受入れ、あるいは別室登校等の状況等についても、情報を提供あるいは紹介させていただく中、また私立高校においても、柔軟で多様なコース設定等の学校もございます。こういったものも紹介したり、あるいは将来の進路をも見据えた進学先の在り方等も情報の提示をさせていただいております。

また御承知のとおり、県内では不登校児童・生徒に対する支援を行っている県立施設もたくさんございます。こうした県立施設では、保護者会等も行われております。子どもの理解や社会的自立に向けた関わり方等について、学ぶ機会が設けられているなどの情報提供も行っております。

引き続き、この進路指導は非常に重要でございますので、丁寧な進路指導ができるよう、学校の取組を支援してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） それでは再質問をさせていただきます。

まず病院の関係でございますが、先ほどの副市長の答弁、ちょっと時点が違うんじゃないでしょうか。どの時点のお話をされてるのかなというふうに、昨日も同僚議員からいろいろ議論がされておりましたけれども、12月5日にあれほどの数の見直しの署名活動があって、今の答弁なんではないでしょうか。もう少し真摯に受け止めるという話は、昨日は聞きませんでしたけれども、署名活動が出たことに対して、もう少し考えていく必要あるんじゃないかなと、今答弁を聞いてて思いました。

基本構想の時点での説明会とか、その後の手続が自治基本条例に基づいてやっているとおっしゃいますけど、今が大切なんです。まだ理解されてない方がたくさんあって、市長も昨日、まだ一定数理解されてない人があるということは非常に残念だったというふうにおっしゃってた。裏を返せば、まだ十分理解をできるだけの情報が出されていないというふうにも考えなければいけないと、私は思うわけです。

後でまたやりますが、今日は市民との合意形成という視点で、私は今取り上げさせていただきますので、幾つかやっぱり市民に対する説明会ですとか、情報

の最新の情報の提供をして、少しでも不安に思っておられる方とか納得がいかない人とか、そういう方の理解を得ていく。そういう手続について、何点か提案しようと思って準備をしてきたわけです。

まず、お医者さんの確保がどうなのかということが非常に心配な点があります。もうこれは御存じのとおり、現在の医療システムというのは、高度急性期を担う兵庫県立はりま姫路総合医療センターとか、そういう大きな病院に集中的に医師は派遣されます。宍粟総合などの中規模な病院と言ったら失礼かも知れませんが、中規模ですね。そういうところの医師確保が非常に厳しい状況であるんじゃないかということが、想像されるわけです。そのことが、医業収益の確保に対する懸念材料の一つなんです。

だから、ここは非常に重要な点なんです。ですから、先ほど私が兵庫県立はりま姫路総合医療センターとの連携、協約等というふうに申し上げました、何も連携、協約だけじゃないんですけども、その心配は要らないというものをしっかり文書化して、市民にこういう手続で、兵庫県立はりま姫路総合医療センターと連携してやりますということを、市民に公表して安心させてもらえませんかということを投げかけてるんです。

その自治法上どうだとか、そんな話じゃなくて、本当に懸念材料のところを払拭していくための一つの材料を提供したわけですけども、もう一度それに対して見解を求めます。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 副市長が答弁した経緯、経過も含めて、先ほどおっしゃったんですが、繰り返しになって申し訳ないんですが、昨日も申し上げたんですけども、今回のその署名活動、このことにつきましては、先ほど大畑議員がおっしゃったとおり、これまでいろいろ取組をしてきたけども、残念ながら十分な理解を得られなかった一定数の方がいらっしゃる、この事実。こういう思いについて、私としてはじくじたる思いだと、このように申し上げたとおりであります。

したがって、今後についても必要に応じて、整備事業については情報提供を行うと、さらに市民の皆さんの理解を求めていくと、こう申し上げたと、このように思っています。

中でも今おっしゃったように、特に署名活動の大きく4点あったと思います。先ほどおっしゃったように、診療内容についてどうなんだとか、あるいはこれからどうなっていくんだと、今までとか何も変わらんのかいな、どうなるんだよと。もう

一つは、まさに医師の確保を含めて、働き方改革の中でどう捉えてるんだと、どうなっていくんだという。それからもう一つは、やっぱり財政の問題で赤字がひょっとして続くんちゃうんかと、こういう心配。それからもう最後には、公共料金を含めて、いわゆる行政サービスの削減になるのではないかと、この大きく4点を捉えられて、ああいう活動をなされてると私は承知しております。

したがって、冒頭申し上げたとおり、そのことも含めて、十分な我々の考え方を理解をさらに求めていく必要があるだろうと。こういう観点で、さらに市民の理解、皆さんの理解を求めるように努力をしていきますということで、昨日申し上げましたので、そのことについては御承知していただいたと思うんですが、まず1点、前段お願い申し上げたいと思います。

同時に連携につきましては、先ほど私が申し上げたのは、いわゆる地方自治法の問題で、こういうことの関係で質問なされておるのかなと、こういう観点で申し上げました。

8市8町のまさに連携中枢であるとか、あるいは2市2町のそういったこと。こういうことを捉える中で、当然医療というのは分野の中に入ってくるわけですが、そういう観点で御答弁を申し上げたということでもありますので、また後ほど、じゃあ現状どういうふうな形で連携しておるのかということについては、また副院長等からも話があるかと思うんですが、当初の答弁につきましてはそういう観点でありますので、了解をしていただきたいと、このように思います。

○議長（浅田雅昭君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 大畑議員から医師の確保について、ちょっと懸念されているという御指摘もございましたので、その点について少し御説明、御答弁申し上げたいと思います。

かねてより申し上げておりますように、兵庫県では当院が僻地医療拠点病院、あるいは特定中核病院という位置づけをしていただいていることを踏まえて、毎年、県養成医師を優先的に派遣してもらっている状況にございます。また、関連大学でございます神戸大学や大阪医科薬科大学からも、非常勤医師も含め、安定的に医師派遣をしていただいております。医師の働き方改革が叫ばれている昨今でございますけれども、その状況も前提においても、今後も力強く医師派遣をしっかりとしますというような意向を示していただけて、我々としてはそういった意味で安心しているところでございます。

また、兵庫県立はりま姫路総合医療センターとの関係においてでございますけれ

ども、兵庫県立はりま姫路総合医療センターのもともとの設立母体であります姫路循環器病院、あるいは製鉄記念広畑病院の時代から、総合病院とは医療のいろんなやり取りがございまして、当然兵庫県立はりま姫路総合医療センターとなった暁にもその流れを引きつつ、さらにしっかりと連携強化をしていこうと、こういうことも標榜していただいております。

また、現病院の兵庫県立はりま姫路総合医療センターの木下院長におかれましては、兵庫県立はりま姫路総合医療センターが発行されている広報誌でも表明されておりますが、医師派遣につきましては、個別に協議が整った診療科における診療応援とともに、若手医師の育成の支援、こういったものをしっかりと中播磨、西播磨医療圏域の基幹病院として、その役割を果たしていくと、こうおっしゃっておられますので、その流れの中で我々はしっかりと連携強化をしていけばいいと、このように考えているところでございます。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） もう何回も聞いてきました。申し訳ないですけども、おっしゃってることは、もうずっとそういう説明を受けてきました。私が今日申し上げているのは、市民に納得いただけるように、きちんとした物を文書で残して、協約みたいな物でも何でもいいけど硬い物を、それを市民の皆さんに公表せな、やっぱり信用できない。信用できないというのは疑ってるという意味じゃなくて、時代の流れ、養成医なんかも大学の地域枠の問題があって、別枠で派遣してもらってますけども、医師不足の中、それから働き方改革の中で今後どうなっていくか分からない心配があるわけです。

医師が足らなくなっていったら、どうしても大病院のほうに集中されるシステムなんですね。ここが変わらない限り、私たちここに住んでる過疎の中小の病院は、本当にお医者さんが派遣してもらえるのかということをお心配なわけです。ですから、ちゃんとした文章を取って残してくださいと言ってる。担保を取らないといけないんじゃないですか、そのことを申し上げております。

それについて、もう一度お答えください。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） これまでも、いろいろ申し上げてきたと思うんですけども、医師の確保というのは非常に厳しい課題でありますし、現状から申し上げますと、総合病院の院長を中心にさせていただいて、大学病院あるいはそれぞれの医局のほうにも出向いていただいとということでもあります。

特に県の養成医の派遣につきましても、私自身も院長を中心にしていただいて、あるいは一緒になってそういった派遣を、あるいは要請をしてきたところの経緯があります。もっと平たくいいますと、現状では言葉として適当ではないかも分かりませんが、大学病院だったり、あるいは医局だったり、あるいは県とまさにあうんの呼吸の中で、これまでも派遣をしていただいておったというのも、これは現実であります。毎年何名を送るとか、必ず送るとかというものでもないのも、これ現実であります。ただいま大畑議員のおっしゃった、あるいは市民の皆さんもこれから大丈夫なのかという心配なんです、これはまさしく不安を持っていらっしゃることはそのとおりだと思っております。ただ経緯、経過はそういうことであります。

したがって、その現状を踏まえて、しっかり例えば連携いわゆる基幹病院、あるいは県とそういった物が文書で交わせるのかどうか。果たしてそのことが文書を交わしたとしても、公表できるのかどうか。これは今の段階では私ははっきりそうすよと、現状では言いにくい部分もありますので、おっしゃった意味は十分理解しておりますが、ただ市民の皆さんにそういったことを、どうやって不安解消をしながら、我々がある意味、その不安を解消する手だてをやっぱり考えなくてはならないと、こう思っておりますので、そのことについての多分これからの情報公開をもっとしてよと、こういう意味だと捉えておりますので、そのことについては、さらに研究を深めていきたいと、このように思っています。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） 市長、建設を急がれるというのはよく分かりますけども、要は、病院建設のほうが重要ではなくて、市民が側からいえば、その後誰が負担するんですか。負担する側の問題なんです、これは。負担する側が納得していくといますかね、そこが分かったというふうにしていく、そのための合意形成の努力ということを私は申し上げているんです。そちらは建設する側の必要性を、もうずっとしゃべっておられるんですけども、その後、建てた後のことも含めて、将来の病院経営のことも含めて、負担される側が安心できる材料をそろえてくださいよと、いうことを申し上げている。

ですから二つ目の、この間9月に施工予定者のプレゼンがあった。これは契約してから公表するという実施要項になってます。まだ契約に至ってないんだろーなと思いますけども、ただこの9月に行われたのが、もう12月ですわ。そのときのプレゼン内容ぐらいは、こういう提案があったと。たしか19億円ぐらい削減可能だというような提案もあったと私聞いてるんですけども、こういう提案があったよと。そ

の中でまだこういうことで調整中なんだということは、やっぱり市民に丁寧に僕は説明する必要があると思うんです。そういうことが手続がされていって、初めて僕は市民が理解をされていくんだろうと思いますが、ずっと何が行われたか分からない状態で、そちら側が契約してからだと言われても、それは不安になりますよ。その辺はいかがですか。公表、もう一つの公表。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 大きく2点の質問でありまして、2点目については、続いて副市長のほうから答弁していくと思うんですが、1点目の俗に先生の派遣、職員の派遣を含めて、その不安であります。先ほど申し上げたとおり、これまでは申し上げたとおり、そういう形でいろいろ院長を中心にしていただいたり、あるいは我々も一緒になって、医局や病院や、あるいは県のほうもしていって、それぞれの中で今日まで派遣が徐々に増えてきたと、こういう状況であります。

ただ私は、建物を急ぐとか、建物じゃなしに、やっぱり永続的にこの医師の確保というのは、私は大きな課題と捉えております。したがって、そのことも含めて、鋭意努力は今しておるところであります。ただ申し上げたように、平たく申し上げたとおり、今まではそれぞれの大学病院やあるいは県やあるいは県立病院との今までのいろんな状況の中で、まさに言葉は平易ですけど、暗雲の中で何とか総合病院へと、こういうふうな状況できたのを、確固たる文書にもってというのは、なかなか現状では厳しい状況だと私は考えております。

ただ、これが今後そのことも踏まえながら、市民の皆さんに、じゃあ確実に何名どうですよというのが言えるか、言えないのか。したがって、うそをつくわけにもいきませんので、そのことをしっかりせよということでもありますので、それは課題として捉えておりますので、今後どういう形で、建ってから以降もどういう形で職員の体制、あるいは医師の確保ができるのか、このことだと思いますので、これについては今の段階では、じゃあこうしますという確約はできませんけども、これまでの状況はそういうことだったと。

ただ、市民の皆さんが繰り返しになりますけども、不安に思っていることは私も承知しておりますので、最大限可能な範囲の中で、私なりには努力していきたいと。ただ、おっしゃったようになるかどうかは、私は現段階では確約できるような状況ではありません。

○議長（浅田雅昭君） 富田副市長。

○副市長（富田健次君） プロポーザルの提案の関係でございますけども、先ほども

申し上げましたとおり、実施要項の部分で、そういった締結をということであらうでございます。当初はプレゼンをいただきまして、優先交渉という決定を直ちに締結というような、そしてプレゼン内容も公開ということをご予定してございましたけれども、昨今の物価高騰とか、そういったことも様々ございまして、今、戸田・神名特定建設工事共同企業体との内容を調整しているところでございます。

こちらとしても早く契約の締結に至って、御意見がございましたプレゼン資料の公表といたしますか、そういったことも進めたいとは思いますが、今大きなこと、細かなことも調整中ということでございますので、いましばらくお待ちいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） もう一つは経営強化プランの公表のこと、これも公表だけでなく市民に十分理解を得る、策定後だけでなく、各段階で理解を得るよというガイドラインがあって、そのようになっていないというのは、ちょっと非常に不満があるわけです。

昨日も、同僚議員から経営強化プランの内容について、県なり、トーマツの見解の議論がされましたが、今これパブリックコメントを、これ12月11日から出しておられますよね。昨日の議論は、副院長はこの12月末に県とアドバイザーとの最終調整、最終整理を行うというふうにおっしゃいました。これ不完全な状態で市民にパブリックコメントをかけているということですか。ちょっとその辺り説明ください。

○議長（浅田雅昭君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） パブリックコメントの案は、最終調整の前ということではございますけれども、昨日申し上げましたように、収支の試算の部分、特に新病院開院後の参考資料としてつける部分の細やかなところの詰めを何点かしないといけないということでございます。

それで、完全か不完全かというのと、参考資料の部分ですし、大きな根幹に関わることではございませんので、御意見を頂戴するに当たっては、大きな影響はないというふうに考えているところでございます。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） それは副院長の独断じゃないんですか。やっぱりそういう最終調整もしっかりした上で出すというのは、これがやっぱり丁寧なやり方だと思いますよ。非常に僕は市民に対して失礼だなと思いました。

それで一つ、挽回の意味で提案して了解いただきたいんですけども、この12月末の、末かどうか分かりませんが、下旬とおっしゃったのか。アドバイザーとかである県とか、トーマツとの最終調整のその場ですね、これ議会とか市民に公表していただけないか。いかがですか。

○議長（浅田雅昭君） 答弁を求めます。

菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） かなり調整の内容が事務ベースといたしますか、細やかな部分ですので申し訳ないですけど、関係者の中の協議ということにさせていただきたいと思えます。

もちろん、今お見せしている物と常任委員会等でもお出ししておりますが、今お見せしている物とその後の差異については、また議会のほうへもきちんと御説明はしようという予定にはしております。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） もう一度お伺いします。

この経営強化プランは、病院を建てるために国はガイドラインを示してるんじゃないですね。一般会計から出す、市の財政のほうから負担しなければいけない。要するに表裏一体の関係にあるので、自治体にこの策定を求めているんです。市長ね。市長、聞いておられますか。これ自治体に策定を求めているんです。経営強化プラン。

ですから、よりその策定段階において、住民の理解を十分得るということも併せて言ってあります。パブリックコメントをされております、今年度中につくらなければいけないという手続上の問題だと思うんですが、このことについて、今後市民とどのように、プラン、経営強化をこのように図っていくんだというプランの内容を、市民の理解を得るためにどのように進めようと思っておられますか。お答えください。

○議長（浅田雅昭君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） パブリックコメントが済みまして、ほぼ同時期に市議会のほうにも御意見をいただくように努めておりまして、そういった物を通じて、一つの完成形をつくりまして、最終的に運営協議会での御議論もいただいて、取りまとめていきたいと、こういうふうに思っておりますので、議会のほうの御意見も頂戴しますので、その中で市民の皆様それぞれの御意見なんかもしんしゃくしていただいて、御意見をいただければ幸いかなと思っておりますので、ございます。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） ガイドラインは、議会と市民とを区別しています。市民も含めて議会で十分足りるという話ではございません。私は市民に対してどのように理解されるのかということ、理解を求められていくのかということをお聞きしております。誠意を持ってお答えください。

○議長（浅田雅昭君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 市民の皆さんの御意見をというものが、ガイドラインに言及されているのは御指摘のとおりなんですけども、特に想定している大前提は、例えば収支だけのことでなくて、いろんな経営強化プランの中に構成になっております。

その中で、特に病院機能ですね、機能なんかの部分とか、連携強化の中で今の病院の在りようが大きくさま変わりする場合、必要に応じて。例えば今まで高度急性期病院、急性期病院をやっていましたが、医療圏の変化の中で、そういったものを全部廃止をして回復期、慢性期型に大きく転換するとか、そういう形で地域医療の在り方に大きなインパクトを与えるような、そういうプランの構成になっているような場合は、非常に市民生活に大きな影響を与えるので、市民の声を十分聞いてやるようにというようなものが、基本的な市民の声を拾うといったことを想定されているケースの大前提でございまして、もちろん、財政収支についても大事なことはあるんですけども、そういう部分について、何というか、市民の声を前段階から細やかに聞くようにというような、そういうイメージは、基本的によほどの大きなインパクトがない限りは、ないんじゃないかと考えているところでございます。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） そこがやっぱりなかなか理解が得られないんですね。それほど大きな変更がない、だから市民に説明する必要がないというふうに、今言われたように受け止めましたが、大きな変更がないんだったら、なぜこれだけ156億円も使うんですか。だから無駄遣いだというふうに思ってしまうんですよ。それだけ経営の戦略とか、ビジョンがない病院を建てるのに、なぜこれだけ必要があるのかということが、これまた市民の疑問なんです。理解できない部分なんです。

ですから、やっぱり丁寧に経営強化プランで、全く新しい物を建てるんですから、移転して。こんな大きな変更はないと思いますよ。重要変更ですよ。それを市民に対して説明をして、市民に納得していただくということだと、私は思いますけどね。ちょっと今の言い方は横暴過ぎるなと私は思います。

やっぱり戦略がない、ビジョンがない中で、これは現状無駄遣いだとは思いません。大体行政の計画は、つくりたいサイズに合わせて計算しますから、帳尻が合うようにつくるんですよ。だから計算は間違っていないと言いますよ、それはアドバイザーだって。でも中身なんです。実現性が問われるんです。そのことが非常に勝手なんです。都市部の大病院だったら、それだけの集患力があると思いますよ、患者を呼び込める力あると思いますよ。でもそのことが、人口減少とかいろんな状況の中で、見えない先が。だから皆さん不安がってはるわけですよ。そしてもっと一般財源を積み込んでいくようになるんじゃないかという不安がよぎっていくわけです。もっともだと思えますよ。そこを、やっぱりその疑問を解いていく、不安を解いていくことが、これが合意形成につながっていくと私は思います。

一つ時間が、あと控えてるんで、あまり病院に時間を取ってられないんですけども、私は新病院をこれからどうしても進めていかれるのであれば、もうここにいる私たちというのは、もういないわけですよ。これからね。いないというか、関われないんですよ。ですから、今の現院長だってそうだと思いますよ。ですから、プロジェクトに新しい院長候補を入れて、将来の経営戦略こういうふうを描いてるんだというような人を入れてくる。そしてプロジェクトをつくっていただきたい。

そして、もう本当に若い人ですわ。もう市長ね。これからの時代ですから、もう30代、40代辺りの方が中心になって、将来のことを経営戦略とビジョンを考えていけない時代だと思います。でも、今のに、現在の人たちがもう将来関わらない人たちがビジョンを立てて、これでいくんだ、これでいくんだとおっしゃってるわけでしょう。

新しい人を、もう入れていく必要があるんじゃないですか。どう思われますか。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 病院の戦略やこれからの未来について、確かに院長がトップでやられておりますが、私は今の大畑議員の発言は、先生方に対して大変失礼なんじゃないかと思えます。現に若い先生、部長級の先生もいろいろと加わっていただいております。もちろん、総合力でいろんなことで、代表して院長だとかいうことでありますし、院長も先般のいろんな講演を聞かれたかも分かりませんが、必ずしも先の読みもしながら、あるいは次の代にどうやってつないでいながら、次の代の人たちもどうあるべきなのかも踏まえながら、やっていただいておりますので、私は決して今おる者だけで考えておるという認識はないと思えます。

それはちょっと大変私は先生方に対して失礼だなと、このように思っていますので、

また病院ともそのことについては、先生方とも十分議論しながら、若い将来の先生も加わっていただいておりますので、十分未来を見通して、宍粟市の地域医療の在り方、あるいは播磨圏域の中での役割、そういったことについても、これまでも議論していただいておりますので、これからもそういう視点で議論を深めていただきたいと、このようなことはお願いしていきたくと思います。

○議長（浅田雅昭君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 先ほどの市長答弁の補足をさせていただきます。

新病院の建設につきましては、病院内の委員会ですけれども、新病院建設委員会というのを設置しております、その構成メンバーは、いわゆる病院の院長を含めた幹部職員の限られた人間だけではなくて、今の中堅どころの各部門のスタッフも全部寄せて、かなりの大人数で意見交換をして、現在の新病院の計画プランを策定しているところであり、今後の進捗管理につきましても、そういった体制で臨んでおります。

また、経営強化プランの関係につきましては、現在記述しております、特に医療関係の分野につきましては、毎年院長ヒアリングというのを院内でやっております、各診療科の先生方と私も交えてですが、院長とその診療科の運営、今後のビジョン、展望について、ディスカッションをする機会を近年設けるようになりまして、その中で中堅、若手の先生の思い、夢みたい物も織り交ぜながら、しっかりとどうやって各診療科を今後展開していくんだというディスカッションをして、それを院長がくんで、そして今の経営強化プランの医療関係の記述に反映させているということでございますので、決して一部の人間の一人よがりなプランではないと。

やはり実現可能性を高めようと思うと、現場のそういう実動部隊の人たちの思い、考え方、ビジョンをしっかりとつかまないと、的外れなビジョンになってしまいますので、それは当然のことですが、我々も意識して努めているところでございます。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） 私は院長を否定したわけでも何でもありませんし、もう関われないでしょうということを言っている。私たちの年代ではね。そういうことを申し上げている。今の院長が経営を立て直してこられたということで評価してますよ、十分ね。

だから、もうみんなでそうしたら関わっておられるんやったら、堂々と市民に説明してください、その内容を。こういうふう考えているという内容を。私は、な

ぜそのことを次の代でというのを申し上げたかというのと、一つ長野の諏訪中央病院を御存じだと思いますけども、ここに鎌田名誉院長がいらっしゃいます。この院長は30代でここに赴任してこられて、赤字病院を再生されています。この院長は地域包括ケアの先駆けと言われてる人です。本当にすばらしい方だと思っております。

この先生がやっぱり、地域と一緒に進められてるんですね。全部住民とともにつくる医療と、それから住民による病院評価の実施とかね、やはり市民が中心なんです。具体的に、自らがここの脳卒中がワーストワンの地域だったらしいですけども、自らが地域住民と公民館に集まって食事を共にしていく、食事の在り方も、減塩運動をやられていたそうですけども、食事の在り方も含めて、生活と医療とつなげていって、関わってこられた地域医療の先生のようにございますから、こういう方がやっぱりこの地域に、僕は必要なんじゃないかなと思ったわけです。

ですから、それぞれドクターはすばらしいんだと思いますけども、やっぱり住民と共に行くと、歩いてこれからも行くんだというスタイルを見せないと、なかなか皆これで万全だというふうには思えないと、そういう思いから言っておりますので、今を否定しているわけじゃありません。

ですから、それで私がそういうふうには言ってますけど、いやいや今の議論で十分なんだというふうにおっしゃるんだったら、住民の合意形成に向けて、もっとしっかり説明をやっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 繰り返しになりますが、冒頭申し上げたとおり、しっかり情報提供を行って、市民の皆さん理解を深めていく。この努力はやっぱり延々と続けていくと、このことであります。ただ院長を否定っていうて、私はそういうふうなことで言ったつもりはありません。総ぐるみで頑張っていただいておりますし、先生方ともよく、若い先生ともお話をさせていただきますが、皆さんそれぞれのセッションにおいて、この地域の皆さん、住民の皆さんはじめ、患者さんに寄り添って頑張っていただいているのも事実であります。

私はこの立場としても、そのことも市民の皆さんに訴えていく必要があると思っております。そのことも、事あるごとに訴えております。当然であります。市民の皆さんにも、みんなで病院を応援するというその気持ちを持っていただきたいと思いますと同時に、ようこそここへという気持ちを持っていただく中で、市民こそって総合病院を守り育てていくと、こういうことが私は大事だと。

そのことが当然医師確保にもつながってきますし、安全で安心で良好な医療提供

にもつながってくると、私は思っておりますので、そういった観点でも今後情報の提供を含めて、また発信をしていきたいと、このように思っています。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） 今後もその市民との合意形成、市民の理解を得るために、合意形成に努めるというふうにおっしゃったと解釈して、次の問題に入らせていただきたいと思えます。

もう10分しかありませんので、ちょっと用意してた中身は半分ぐらいしかできないと思うんですが、不登校の問題に入らせていただきます。

まず現状認識をお伺いします。今回の調査上は37人の不登校児童・生徒が宍粟市でありました。それ以外調査外、調査に上がってこない、別室登校とか30日未満の欠席をする子ども、そういうものを含めるとどの程度存在しているのか。そして、そのような多様な生きづらさを抱えている子どもたちが、たくさんいるんだろうと思いますが、その実態をどう捉えておられるのか。まず現状認識をもう一度お伺いをいたします。

○議長（浅田雅昭君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） 現状認識という不登校の今の状況でございますけれども、全児童・生徒に対する不登校の児童・生徒の割合ということで申しますと、宍粟市の場合は、今小学校は0.54%、それから中学校がそうですね、2.98%、これが不登校の児童・生徒です。その他、長期の病欠で今休んでいる児童、それからその他の児童・生徒もいますが、不登校全体でいいますと、今そういう占める割合ということになりますと、そういうことです。

今議員がおっしゃられた37名というのは、小・中学校全体の数というそういうこととおっしゃられたのか、ちょっと聞き漏らしましたので、もう一度確認をお願いしたいと思います。

○議長（浅田雅昭君） もう一度ですので、時計は止めておいてください。

11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） 再度申し上げます。今回の調査、資料請求をさせていただいた中で上がってまいりましたのが、小学生で9人、中学生で28人、うちちょっと深刻なのが90日以上欠席者の中で、出席ゼロというふうに答えている、ゼロの方が小学生で一人、中学生で3人いらっしゃる。この辺りは調査上上がってくる数です。しかし調査に上がらない、これ調査は30日以上が対象になりますから、それ未満の子どもたちがたくさんいると思うんで、そういうことの全体像をどのように

把握されていて、それぞれ生きづらさを抱えている子どもたちに対して、どのように実態を捉えておられるのかということをお尋ねしたいということです。

○議長（浅田雅昭君） 教育長、発言のときマイクを近づけてくださいね。

中田教育長。

○教育長（中田直人君） 分かりました。

今おっしゃられた数字は確認させていただきました。小学校が不登校生9名、それから中学校28名、今、不登校という状況にある子どもたちは37名です。それ以外に先ほど30日に満たない、あるいは長期で休んでいる全ての子どもたちということになりますと、全体で申し上げますと、今小学校が17名です。それから、中学校は38名で、今というのは令和4年度の数字でございますけれども、全体で55名の長期欠席という、全体で把握しますとそういう数字になります。これは現状認識です。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） それをどう捉えておられるのかという点が、抜けておりません。

○議長（浅田雅昭君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） 現状認識ですから、今の数字ですけれども、まず全体として本市の不登校児童・生徒のその状況は、国・県に比べて、少ない、低い状況にあるというふうに考えてます。それと令和元年度を不登校生徒のピークとして、その後、現在に至るまで本市の不登校の児童・生徒は緩やかではございますが、現状から見ると、やや減少傾向に転じているというふうに考えています。

ただ、課題はやや小学生の不登校生が増えている、緩やかですが増える傾向にあるんじゃないかなという問題と、それからもう一つは、中学校の不登校は30日未満を基準としておりますが、先ほど議員がおっしゃられた90日以上長期の欠席に至るケースが中学校にやや多いという、こういう現状認識を持っております。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） その現状認識が、全国的に比較して少ないということが、我が市の不登校対策を遅らせているという、そういうことはございませんか。

○議長（浅田雅昭君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） 緩やかな減少傾向をどう評価するかというのは、非常に多面的な見方をしなければならないと思うんですが、私は本市の令和元年をピークと

して、そこから緩やかに減少している一つの要因は、まずは学校における不登校を生まない、未然防止の教育がある程度成果を上げていることが1点と、それからもう一つは、教育支援センター、さつき学級の本当にきめ細かなスタッフ、そしてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも含めた、学校サポートチームも含めてですけれども、その総力して不登校に関わっていることが、緩やかな減少傾向につながっていると、私は見ております。

つきましては、現状認識が不登校の手を緩めているんじゃないかとか、そこが少しそこに甘んじているんじゃないかという、そういう認識は全くもってございません。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） 私が今回取り上げたのは、誰一人取り残さない学びの保障ということですね。国もゼロにするということを言っております。宍粟も数が少ないんだと思うが、ゼロにするという意気込みがあるのかどうかというところを、今日は問いたいわけです。実施要項とかいろいろ見せていただきましたが、そこが国とか県の構えと少し宍粟市は違うと、不足しているというふうに思ったわけです。ゼロにするというところが、少し欠如しているんじゃないかなということを思いました。

具体的に申し上げますと、今後の方向のところに行くまでに、教育長はよく御存じだと思えますけれども、生徒指導の4階層というのがありまして、文科省が示している中に、困難課題対応の生徒指導というところが、カウンセラーやソーシャルワーカーによるカウンセリングと、それから別室登校や校外関係機関との連携した継続支援ということをやっているわけです。

で、宍粟市のそれを見ますと、そこが具体的に実施要項の中では記述されていません。本人への支援、保護者との関係機関と連携というのみの記述なんです。ですから、これだけでは中身が分かりませんし、この困難課題対応的な生徒指導として、同じレベルなのかどうかということを私は疑問を感じたわけです。

この辺りどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） 今、実施要項をどの実施要項を御覧いただいているか、ちょっと私は把握できてなかったのであれなんです。ただ困難対応という、確かに国の4階層の話もそうなんですけれども、未然防止段階から、やや欠席しがちな学校に

行きづらくなった段階、つまり初期対応の段階、そして不登校、30日をやむを得ず30日を超えるという不登校になった段階、そして長期欠席になるという。

非常に不登校というのは多面的であって、多様な要因もあって、そういう段階もあるわけですがけれども、学校教育において、あるいは教育支援センターについて、その実施要項上はそういう書きぶりかも知れませんが、実に十分な支援が果たして完全に行われているというふうには、もちろんそこは言えないわけですがけれども、そうした全ての子どもたちの、今ゼロにするという考え方に立ちますと、学びにアクセスできているかどうか、あるいは相談ができているかどうか。支援の手が届くという言い方はおかしいですよ、双方向なんですけれども、そういう相談や支援も含めた学びへのアクセスができていくということになると、全て宍粟市の子どもたちは、現状の子どもたちにおいては、学校だけではなくて教育支援センターも含め、学校サポートチームも含め、冒頭言いましたあらゆる関係者でもって、子どもたちが学びにアクセスする、それはゼロの状況に限りなく近づいているというふうに考えております。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） もちろんさつき学級を含め、それから学校サポートチームの皆さん方の努力、それから学校での別室指導をされている方々、非常に努力されているということについて、私を認めておりますが、仕組みじゃないんですね。学校の中の別室で指導されている。先生方の善意というか努力だと思うんです。

やっぱりマンパワーが僕は必要だし、そういう仕組みをつくる必要があるというふうに思っているわけですが、まずは教育長の考え方の中で、やっぱり去年の12月もこれをやらせていただいておりますが、やはり教育長は学校復帰、そのことを目指すという考え方です。そして、学校での学習や生徒の多様なコミュニケーション、そのことが社会的自立を育んでいく重要な要素だというふうに捉えておられます。

逆にいえば、学校以外のフリースクールは認めておられないと、そこでは社会的な自立は育たないという見解をお持ちのように、私は思うんですけど、いかがですか。

○議長（浅田雅昭君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） それが少し私の認識と全然違ってしまっていて、去年の12月答弁でどのように申し上げたか、少し誤解があったら訂正しますが、不登校の要因は多様であるように、支援も実に多岐にわたります。

確かに学校復帰というものは、私は基本的に目指すべきだと思いますし、学校に登校できなければ、社会的自立に向けて様々な学習面、あるいは友達との関係性を含め、いろんなリスクを負うわけですから、義務教育9か年にこれを学校教育を受けることは非常に大事だと、これは基本的に大事なことであるということは、認識としてあるわけですが。しかし、こと不登校の子どもたちの、あらゆる子どもたちの今の現状を見ると、それは必ずしも学校教育になじめない子どもの存在はあるし、いるし、それから行きたくても行けない子どもたちがいるし、また今懸命に努力している子どもたちもいるし、また中には今は休む期間として、ゆっくりと休養を取ることが大事であるという子どももいます。あるいは少し一般論であります、起立性の調整という、そういった疾患という部分もありますので、そういった子どもたち全部を、学校へ復帰を全ての目標にしているということでは決してございません。学校に復帰することを目指しつつも多様な支援、学校教育に全ての子どもたちが、復帰することを第一目標としてないことだけは、御理解いただきたいと思いません。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） 教育長もここは前回もおっしゃいましたけども、この文科省の調査で不登校の要因という欄がございますが、そこに無気力が非常に多いですね。でもこれは学校側からの回答です。でも、無気力は原因ではないと思うんですね。結果だと思うんですよ。だからそういう無気力になるプロセスがあって、そういう結果が生じていると思ってまして、前回も教育長たしかそうおっしゃいました。

ですから、そういうふうに至る経過をしっかりと見て、それぞれの個人、個人の様子に対して、個別に支援をしていく必要があるというようなことをおっしゃったというふうに、私は捉えておりますので、そこは原因ではない。無気力が原因ではないというのが一致すると思っておりますので、私はその子どもたちが本当に生きづらさを抱えている中に、今もおっしゃいました、学校だけで全てが解決できるものではないと考える時代が来ているんじゃないかなと。これは子どもたちからのシグナル、大人がもっといろんな資源を準備しなければいけないシグナルを出しているんだろうというふうに捉えています。

今日はもう全てのことは言えませんが、冒頭に言いました2点、課題困難対応の取組として、校内フリースクール、国はスペシャルサポートルームというふうに呼んでおります。やっぱり不登校を未然に防いだり、復帰のハードルを低くする目的

が、このスペシャルサポートルームにはあると聞いております。

ちなみに市長、今年の2月現在の設置数、全国の設置数は、校内フリースクールの設置数は、全ての学校に設置している市町村は228市町村あります。兵庫県では川西市が既にやっているそうです。それから設置している学校がある市町村、一つでもそういうことを設置している学校がある市町村は1,015市町村です。全体の60%に相当します、全国の。これだけの市町村が、この校内フリースクールについて取り組んでいるわけです。

教育機会確保は、財政的な支援も含めて、市の責務というふうに明記しております。この現実に対して、市長部局としてはどう考えられますか。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） ちょっと古い話になって申し訳ないんですが、さつき学級の設立にも私関わらせていただいて、それから随分たちまして、今日政治的にもあるいは財政支援の枠組みの中でも大きく変容してきました。これは時代の流れだと思っています。当然それぞれの活動に対しても、財政の支援が幾ばくか充実してきたのも事実であります。

先ほどおっしゃったように、フリースクール、いわゆるスペシャルルームも含めてであります。課題困難の対応として、これは正確な数までは承知しておりませんが、川西市さんのことも承知しております。

したがって、先ほど教育長が御答弁されたように、学校の状況やいろんな状況も含めて、財政的な支援については、そういう条件整備が整えば、私は当然やらなくてはならないと、こういうスタンスでありますので、十分教育委員会と調整をしていきたいと、このように思っています。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） 今年国のもう概算要求の段階でなくなってきましたけども、概算要求段階でも、いろんな人的な問題とか、施設の整備の補助金制度が予算として上がっております。この概算要求を前倒しで実施するよという国は指導、いわゆるもっと早めろというような状況にあるそうです。

兵庫県の議会、文教民生常任委員会の中でもこのことが議論になり、県の教育長は全県設置を目指すというふうに、県の文教民生常任委員会で回答されておりますので、国・県は本腰を入れているということでございますので、ぜひ、不登校の子の支援について、宍粟市でも教育委員会だけということではなくて、市全体で取り組んでいただきたいと思います。もう一度お答えください。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） このことにつきましては、春の市長会でもいろいろ議論の中で国に要望していき、さらにはまた先般も県の説明会などの話も承知しております。したがって、財政支援もそうですが、いかに人的なこともマンパワーも確保しながら、そういったことも含めて両面で検討しなくてはならないと、このように考えています。

繰り返しになりますが、教育委員会の中で、学校現場と十分条件整備をしていただいて、当然その設置に向けては財政支援も含めて、あるいは財政の投入も含めて、我々は考えていかなきゃいけない。このように理解しております。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） もう一つ、国のCOCOLOプランというか、兵庫県のひょうごプロジェクト、ここと市のちょっと違いがあるんですが、子どもが多様な生きづらさを抱える中で、学校だけでは助け切れない実態があるということから、COCOLOプランは、多様な学びの場、居場所を確保ということで、方策を四つほど示しております。

例えば、端末を活用したオンライン指導とか、あるいはNPOやフリースクールとの連携強化、あくまでも学校と連携していくという前提ですが、あと夜間中学校とか、不登校の特例校の設置とか、そういうことをいろいろ掲げております。ひょうごのプロジェクトは、多様な学びの場を確保と地域でのつながりと居場所づくりと、それを広げていくということを経験は言っております。

ここでもう一度、これ健康福祉部長になるかも分かりませんが、令和6年4月にスタートしますこども家庭支援センター、ここでは不登校の支援に対して取り組まれるというふうに思いますが、このセンターは相談が機能だろうという、機能が重視されるんだろうと思いますが、例えば相談があったときに、次につなげる資源というものが需要であると私は思いますが、そういうことについての準備はされているのでしょうか。お答えをいただきたいと思えます。

○議長（浅田雅昭君） 橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） こども家庭センターにつきましては、今後あらゆる支援機関につなぐということが本旨命題となっております。ひきこもり支援、また相談支援につきましても、つなぐということになっております。北庁舎に今後設置するこども家庭支援センター、仮称であります。それにつきましても、教育委員会、またほかのひきこもり、また不登校のそれぞれの支援機関につなぐということ

を命題として取り組む予定としております。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） そのつなぐ機能なんですけど、つなぎ先があるのでしょうかということをお尋ねしております。

○議長（浅田雅昭君） 橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） 不登校のことにつきましては、教育機関であったり、今現在、教育委員会と健康福祉部でこの不登校に関する委員会等を持っております。その中で公式であったり。あと、それぞれの学校への登校しづらさを持っている児童の支援については、日頃から連携を持っております。

あと市外の、市外といいますか、公立外の民間による現在も委託事業でやっております。ひきこもりの支援業務をやっております。そういうところで相談の中でつなぐ、そして教育委員会とも連携を取って、子どもたちが不登校から学校通級につながっていくように支援を続けていくということでありまして。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） 教育委員会が学校に復学、学校につないでいくという範疇なら分かるんですけども、私が申し上げているのは、やはりここのこども家庭支援センターなんかやっていかなければいけないのは、県が言ってる地域とのつながりなんです。学校に行けない子どもたち、先ほども教育長から、現状として小学校の中で増えていると。私見したら低学年なんです。だから子どもでも本当にまだ幼少です。ひまわりのひきこもり専のほうもありますけども、どちらかというとな成人ですね。ですから、あらゆる人たちがそこに対応できる状況ではないと思うんです。ですから、今ないならないでいいんです。これからやっぱり4月に向けて、あるいは今後に向けて、そういう資源をつくっていかうという考えがおありなのかどうかということをお伺いしたいんです。

○議長（浅田雅昭君） 橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） 確かに現在取り組んでおること、そして令和6年4月以降のこととなりますと、中学生、高校生、また青年層の支援となっていきます。小学生を支援としたというようなところについては、まだ十分でないところがありますので、今後国のほうからも居場所づくりというようなところで、今後メニューも出てくるかと思っておりますので、その辺も考えながら取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） 教育長にもう一度求めますが、今答弁いただかなくてもいいんですけども、もう一度私が申し上げている実施要項、これ多分教育長も関わっておられると思いますよ。もう一度読み込んでください。国のCOCOLOプランと兵庫県の不登校対策プロジェクトの違いが、私はあると見ています。ないのであればもう少し細かく要綱をつくっていただきたいと思います。

特に、課題困難対応の部分については、少し今の教育委員会はどちらかというところ、学校復帰前提のプログラムになっているように私は捉えました。ですから、課題困難対応も、もちろん学校に通えたらいいですけども、やっぱりそうでない方々、あるいは学校以外での社会的自立を求める、そういうこともあるのかもしれない。そういうことも含めて、もう一度そこを検討いただきたいと思います。

○議長（浅田雅昭君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） 承知しました。その件につきましては答弁させていただきます。その前に一つ、大畑議員と市長とのやり取りで、スペシャルサポートルーム、国が今進めていますね。これについてちょっとだけ議論の食い違いがあったら困りますので、確認だけさせてください。

国はスペシャルサポートチーム、ルームですね、失礼しました。あるいは川西市さんは校内サポートルーム、あるいは今日の冒頭の大畑議員のお話は、校内フリースクール、名前はいろんな名称があるわけですけども、これは今共通していることは、学級編制基準上に認められてない学級です。これは通常の学級以外の別室です。

ということになりますと、ここには学級担任は原則今いないわけです。つまり、宍粟市がやっている別室指導は全く同等です。つまり、私どもの今答弁している別室指導というものは、国が言うスペシャルサポートルームという、まだガイドライン全体を見てないんですけども、あるいは校内フリースクール、校内サポートルーム、これは全て同様のものとして私は認識しております。

ただ違いなのは、人的なそこに担任が張り付けられるのかとか、そこに支援する支援スタッフは誰なのかとか、そこに仕組みがあるのかという。そこは市単独の財源でもって、スタッフを配置しているのかという、そこが根本的に違うわけですけども、今国が進めようとしている学校に行きづらい子どもたちは、本市で言うさつき学級、教育支援センターという一つの、あるいは今議員がおっしゃられた地域

にあるNPOさんであるとか、民間さん、いろんな多様な学びの場をつくろうと。

これはそうなんですけども、学校へは行くけれども教室に入りづらい、この子どもたちを校内でどのようにしたらいいだろうかという話なんですけど、そこは繰り返しになりますが、今国が進めようとしている校内の教育支援センターというものは、既に宍粟市で行っている別室児童と同等であると、私は認識しております。ただ、支援の在り方が違いますけれども、これが1点です。

もう一つは、地域におけるそんな多様な場ということが、いろいろ今後も議論になってこようと思いますし、これからは今の法律の趣旨を踏まえるときに、私たち地方自治体としても、地域で多様な学びの場をいろんな民間団体でありますとか、これは個人、法人問わず、そういった学びの場をつくっていこうとする方々と一緒に、我々は手を携えて学校、教育支援センター、そうした団体ともこれは進めるよう、これは法の趣旨はそうです。それはそのとおりなんですけれども、私は学校復帰を前提としてるんじゃないんですが、学校復帰だけを目標とせず、社会的な自立に向けてということについて、そういう考えを持ってるんですが、ただ今後、地域やNPO、そういった連携、協働を今後考えていく上で、大事なポイントが幾つかあります。

一つは、やはりこれは義務教育制度の中に位置づいてる連携でなければならないということです。9か年の学校教育、学習指導要領にも関与し、教育課程にも関与し、これは学習活動、それが1点。

それからもう一つは、ただそういった学習面のみならず、心のケアであるとか、あるいはカウンセリングであるとか、医療や福祉ともつながなければならない面もあります。あるいは個人、それは法人で、こういった団体になるかは別としてなんですけども、不登校の様々な要因、そしてまた支援について、やはり真に子どもたちの懸命に頑張っている姿を応援するという、教育的な配慮がなければならないし、やっぱりそういうことを全て含めると、今後私ども今不登校の協議会を設置しておりますが、そういったところでも議論をしながら、この宍粟市内にそうした学校や教育支援センターとともに、子どもたちの多様な学びの場として支援していこうという。そういう団体等がおられたら、私たちもそこ一緒になってそれは取り組んでいくべきものだろうと、これは認識として持っております。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 11番、大畑利明議員。

○11番（大畑利明君） もう時間がありませんので、最後に不登校をゼロにすると

ということでお互いに頑張っていくということで、私の質問を終わらせていただきたいと思います。そういう意味では、市長部局もしっかり応援をいただきたいということをお願いして、終わりにしたいと思います。最後市長に答弁を求めてもよろしいですか。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 繰り返しになりますが、十分教育委員会と連携して、ただいま教育長が申し上げたことも踏まえながら、取り組んでいくことが重要だと、このように捉えております。

○議長（浅田雅昭君） これで11番、大畑利明議員の一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ここで11時00分まで休憩をいたします。

午前10時51分休憩

午前11時00分再開

○議長（浅田雅昭君） 休憩を解き、会議を再開します。

続いて、今井和夫議員の一般質問を行います。

15番、今井和夫議員。

○15番（今井和夫君） 15番、今井和夫です。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は大きく三つあります。一つ目は割と緊急の課題で、ぜひとも検討いただきたいという部分です。あと二つ目、三つ目に関しては今後の課題というところで捉えていただければと思います。

それではまず一つ目です。地域運営組織の事務局は、行政が担うべきではないかというところでもあります。

今、市は宍粟市は15地区に分けて、それぞれに地域運営組織をつくろうと言われております。これは実は非常に重要なことで、その地区に人が住み続けていく上で、人の心はその郷土に根づく上で、本当は不可欠なものであります。

例えば、第1のダムとして、北部市民局の建て替え等を行いました。本当のダム機能は、この地域の自治の仕組みづくりであると思います。このことを進めていく上で一番重要なのは、事務局であります。これを今、市は国の地域支援員、国のというか、国が財政支援をしてくれる地域支援員を充てて進めようとしています。

しかし、地域支援員のような勤務時間の上限が短く制限され、かつ給与もそれに合わせて少ないような待遇でできる仕事ではありません。地域づくりは行政に頼るのではなく、住民自らしていくことが大事と言われてたりしますが、現実には住民のボ

ランティアでつくっていきけるものではありません。

まちづくりの実働は、住民によるボランティア活動が主体ですが、そのボランティア活動を組織し、動かしていくのはボランティアではできないのです。行政の人でも大事な地域住民です。地域住民の1人として、地域住民から地域づくりの核である事務局を付託されて、正規の仕事としてその地域づくりに取り組む。この構造に何も問題はありません。というか本来それこそが、市役所職員の最重要の仕事の一つではないでしょうか。

行政は地域づくりから距離を置こうとしているように感じるのですが、それはいささか間違っているのではないのでしょうか。もちろん財源が国から出る地域支援員を使わない手はありません。しかしそれは行政の補佐として入るべきではないかと思えます。

今進んでいる千種地区をモデルにと言われますが、千種においても現体制では行き詰まっているのが現状です。本当に15地区で地域運営組織を立ち上げるつもりがあるのならば、職員を事務局として充てるよう考え直していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

続いて二つ目です。近隣諸国との民間交流をつくり平和構築の力に。

最近とみに国と国の紛争があちこちで起きているように思われます。国と国という話になると、なかなか難しいことも出てきますが、その前段階として、国民同士が理解し合えてない状況があるのではないのでしょうか。テレビやSNSにおいても、本当の情報がしっかり伝えられているとはなかなか言えない状況もあるのではと思っています。

そこで大事になってくるのが、直接会って話をするという事ではないかと思えます。特に近隣諸国とはいろいろあっても、やはり仲よくしていかなければなりません。そのためには、やはり直接会って話をし、友達になっていくことが重要なのではないのでしょうか。

自治体外交という言葉があります。地方自治体であっても、どこかの市と姉妹都市を結び、人が行き来することにより、現地の人と仲よくなっていく。それは、市民の近隣諸国に対しての好感度、信頼感の醸成に大きく役立つのではないかと考えます。ともすれば偏った情報も流れる中で、少なくとも宍粟市民には友好的な市民意識を築いてもらうのも、市の一つの大きな仕事ではないかと考えます。

ぜひとも、中国、韓国、台湾、できれば北朝鮮等の近隣諸国との姉妹都市提携を検討してみたいはいかがでしょうか。

逆ですね、9人の方と一つの団体ということでありました。特に畜産農家として6次産業化や、あるいは後継者育成で地域貢献されたということで、宍粟市の方が、県のほうから農林水産表彰を受けることが新聞発表でありました。今定例会の冒頭でも、農林水産大臣表彰とか、環境大臣表彰とか、3名の方々があつたことを御報告申し上げましたが、県のそういったことも、今日あつたということで大変うれしいニュースとして、前段お伝え申し上げたいとこのように思います。

さて1点目の御質問に御答弁申し上げますが、地域運営組織事務局は、行政が担うべきじゃないかと、こういうことでもあります。この課題については、かねてより今井委員より、地域運営組織の在りようを含めて、御質問もいただいておりますし、御提案もいただいております。

そういう観点も含めてであります。この組織には地域内の様々な関係団体が参加をしていただいて、地域運営の指針となるまちづくり計画に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織でありまして、その事務局職員は、この協議のいわゆる中心的役割を担うことから、現段階では、地域内で信任された人材を充てる必要があると考えておりまして、冒頭ありましたとおり地域差にあつては、コーディネーター役としての地区コミュニティ支援員、この2人を配置するのが現在これまでの間、それぞれの課題に挑戦をしていただいております。

同時に、まちづくりアンケートなんかも取っていただきながら、地域課題を整理をしていただいて、その課題の解決に向けたまちづくり計画の策定等々も現在進めておるところであります。この間、なかなか組織の運営、あるいはこれからの方針決定を含めて、また地域の皆さんの結集、そういうことで非常に厳しい状況だということも私も聞いております。

当然、地域運営組織のスタートに当たっては、当然のことではありますが、事務局機能を担う職員が必要となります。これは15地区共通のことだと思っておりますが、その事務局職員の身分等につきましては、当面は先ほど申し上げたとおり、御質問の中であつたとおり、国の集落支援制度に基づいて、特別交付税措置を活用して、いわゆる市職員として配置をしておる状況であります。

実際に活動していただいております事務局職員の皆さんには、いろいろ御苦労いただいております。このように考えております。いかにして地域の課題を掘り起こし、課題解決に向けてコミュニティ全体が、それぞれの役割を持って進めていくかということについては、まさに私は事務局というのは非常に重大な任務を担っていただいております。このように考えております。

したがって、地域の皆さんの意見や協議を重ねながら、まさに地域の実情に精通した人材を事務局職員として任用する必要があるだろうと、こう考えておりました。提案のあった市の職員としてということについては、今後の課題とさせていただきたいなど、このように思っておりますし、そのことについては、現段階ではじゃあこうするということになりませんが、十分承知をしておると、こういうことでもあります。

それから、2点目の近隣諸国との民間交流であります。御承知のとおり、アメリカのワシントン州スクイム市と姉妹都市提携を結びながら、これまでは民間、近年は中学生の相互交流と、こういう状況でやっております。また姉妹都市締結には至っておりませんが、波賀小学校、もともと旧野原小学校からのスタートであります。波賀小学校でオーストラリアのアイアンサイド小学校との親善交流をやっていただいて、今年は4年ぶりにコロナ禍を踏まえながら、ホームステイによって受け入れをしていただいて、児童同士の交換がなされました。

まさに自治体が行う姉妹都市締結は、国が行う国が主体となる外交とは異なって、双方の教育とか、あるいは文化、スポーツ、経済、福祉などの各分野において親善交流を図る中で、相互に異なる文化や価値観などの理解を深めることによって、それぞれの平和への歩みを進めていこうと、こういうことでもありますし、異文化を共通理解することによって将来にと、こういうこともあります。

したがって、今後におきましても、民間レベルでの交流ということは非常に重要と、このように認識しております。ただ、現時点におきましては、先ほど議員が言われましたような自治体での交流で、先ほど何か国かおっしゃっていただきましたが、直ちに姉妹都市をとというのは、なかなか厳しい状況下でもありますが、今後民間交流も含めて、文化の相互理解や機運の高まり等々を見定めた後、ある程度今後議論を行政のほうからも、積極的に働きかけをしていく必要があるのかなと、現段階ではそのように認識しております。

3点目につきましては、担当部長のほうから御答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（浅田雅昭君） 中村産業部長。

○産業部長（中村仁志君） 私からは放射線育種米についての対応、検討についての御質問にお答えさせていただきます。

放射線育種米について、兵庫県に確認しましたところ、放射線育種により育成されたカドミウム低吸収性の水稻、「コシヒカリ環1号」について、より安全な兵庫

県産のお米を生産するために、導入を選択肢の一つとして検討しているが、兵庫県での導入の決定はしていないとの報告を受けております。

本市としましては、兵庫県の決定を待つとともに、龍野農業改良普及センターやJAでの品種の採用を支持して、引き続き安全・安心なお米の生産を推進してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 15番、今井和夫議員。

○15番（今井和夫君） どうもありがとうございます。それではまず一つ目です。

私も前にも何度かこの話はさせていただいておるんですけども、結局現実が進まないんです、やっぱり。この地域支援員になられてる方の意見を聞いても、やっぱり非常に中途半端な勤務体系になってきますので、もちろんほかでも仕事をしないと、やっぱり生活がしていけないというような形の中で、なかなか思うような仕事がやっぱりできないというのが、この国の地域支援員制度を事務局に充てるという形の、一つの形になっていくんじゃないかなというのが、やっぱりこの間ずっと何年も、もうこの制度になって大方5年近くなるんじゃないかと思うんですけども、ある意味これ一つの結果が出てると思うんですね。

そういう中で、今晚もあるんですけど、この前、何日前かな、半月、一月もならないですけども、今千種の中では、従来のまちづくり推進委員会をもう一度形をつくり直そうと、市民、町民に、本当に町民のまちづくり推進委員会にしていけないかという形で、つくり直そうという形を今しておるんですけども、例えばこの間的时候も、市民局長は来ていただいたんですけども、主導じゃないんですよね。

もちろん例えば、千種の市民局にまちづくり推進課というのがあって、やはりふと考えたときに、どうしてそこの職員が、何だろう、ここに主導になって進めていかないんだらうというのを、やっぱり総意があってもいいんじゃないかなというか、ある意味そのために、市民局のまちづくり推進課というのがあるんじゃないかなと、これをしなくて何の仕事するんだらうというふうにも思えるわけです。

それほどやっぱり、この地域のまちづくり組織をつくっていく事務局というのは、非常に重要なポジションです。もちろん職員だったら誰でもいいというわけじゃないです。やはりスキルが必要です。もちろん思い、熱意、当然それは必要ですけども、そういうところをやっぱり職員の中で、何だろう、しっかり研修をしていただいて、そういうスキルを持った職員が、この任務に当たっていくという形をしていけると、やっぱりどんどん人材というのは減っていつてます。人口もやっぱり減

っていく中で、都会のまちづくりのやり方とは、やっぱりかなり違うと思うんですね。

そういう中で、やはりしっかりしたスキルを持った事務局員をきちんと今後も配置していくという意味においては、もうこの方法をやっぱり考えていってもらおうという形でないと、現実も進まないというのが、この間まちづくりの中の役員で話したんですけども、もう一致点です。これをしないと、もうできないというのが一つの一致点であります。

そういうことも含めて、ぜひとも考えていただきたいというところなんです、いかがでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） おっしゃる意味は十分理解できましたし、現実がそうだろうというふうに思います。令和2年からずっとこうやって、この4年間いろいろ模索をしていただいたと、このように考えております。

基本的には一括交付金を含めて、全体的にその地域で地域の課題を解決するにはどうかという大きな理念があったわけでありまして。もう一つは、参画・協働という大きな理念の中で、私は行政主導になるべきなのか、あるいは住民主導で地域主導でやっていくべきなのか。このバランスの中で、どうこの問題を解決していくかということも非常に重要だと、こう捉えています。

この間の歩みを見ておりますと、やっぱりそのところ辺りで行政がしっかり、住民の皆さんがこの一つの舞台の中で、いかにして舞台で踊っていただくような、舞台の裏ではしっかり条件整備をする。その行政と市民のこの役割のところを、もう少しコーディネートをどうするかという、こういうところだと思っておりますので、来年の4月からは、いよいよ協働センターが全て出来上がりますので、そこには箱物はできても、やっぱりそこにソフト、魂を入れると、魂というのは自らの地域を自ら考えて、将来どうしていくんだということも含めての魂だと、このように考えておりますので、市民局の機能の在り方も含めて、あるいは地域の皆さんのいかに舞台上で演出していただくよう、演じていただくようなテーブルを、どうつくり上げるか。そういう意味では、行政の職員の役割がどうあるべきなのかも含めて、少し時間をいただいて、検討していきたいと。

そのことによって、地域がどう動いていくかということも非常に重要でありますので、今日は結論は出ませんが、十分検討材料としてこのことを踏まえて、今後の市政運営も含めて、私自身研究を、いつまでもというわけにはいきませんので、

できるだけ早い段階で導いていきたいと、このように思います。

○議長（浅田雅昭君） 15番、今井和夫議員。

○15番（今井和夫君） 何度も言ってますけども、この宍粟市のような大きな市ですね。そういう中では、やはりこの中心部じゃないところ、特にやっぱり自分たちの町は自分たちで考えて、自分たちで決めて、自分たちでつくっていくという、そういうふうな自治の組織がなかったら、自治の仕組みというか考え方やね、住民それぞれにそういうふうな気持ち、心構え、思い、郷土に対してのそういう思いを持てるようなやっぱり仕組みをつくっていかないと、これダムにはやっぱりならないと思うんですね。

そういう意味で、これ例えばこういう総合計画というのを、5年に1回とか、10年に1回とかという形で市はつくられます。これはこれでももちろん大事なんでしょうけども、前にも一遍言ったことがあると思うんですが、私がこれを知ったのは議員になってからです。ずっと住民でおる間、こういうのがあるというのは知らなかったです。やっぱりそういうふうに、私だけかもしれないけども、やっぱりなかなか身近な存在じゃないんですよ、これはね。

でもやっぱり、地域づくりというのは、本当にやっぱり一人一人がやっぱり参画をしていかないと、参画と協働とかという言葉が盛んに言われますけども、一人一人がやっぱり参画していかなければいけない。もうちょっと身近なエリアの中で、A4、1枚でいいですから、例えば15地区でやっていこうとするんだったら、今年の目標は何にしよう。今までの課題はこうだった、じゃあ今年の目標は何にしようみたいな形で、各地区で本当にもう手づくりのこういう計画をつくっていけるような、そういうふうなやっぱりまちづくりも必要じゃないかなと。

そういうことをしっかりやっていく上では、本当に事務局というのは非常に大事な部分だと思いますので、その辺りで、ぜひともここは前向きに考えていただきたいと思います。

その次、二つ目にいきます。

近隣諸国との民間交流をつくり、平和構築というところですか。もちろん先ほど言われましたようなスクイム市との姉妹都市は当然されてます。それはそれで当然結構かと思います。私がここで言いたいのは、正直ちょっと今、国の流れを見ると、非常に不安に感じるころはあります。何だろう、防衛費をどんどん増やして行ってトマホークを買って、あんなに西南諸島にずっと並べて行って、でも武器で平和はつくれないうすよね。やっぱりそういう中で、じゃあ自治体として何ができ

るんだという話になったときに、やっぱり民間交流をつくっていくということも、一つの自治体の一つの大きな役目として、あってもいいんじゃないかなというのを感じます。

そういう意味で、特に名前を挙げましたけれども、中国、韓国、台湾、北朝鮮、こういう辺りですね、やっぱりしっかりとした民間交流ですね。友達になったら、なかなか戦争は起こらないですよ。そこに向けての市としての動きというの、これはつくってもいいんじゃないかなと思う次第です。

そういう部分の中で、今回の一つの提案なんですけども、そういうところで再度、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 昨日も垣口議員から交流の話とか、非常に大事だということでもあります。少し訂正させていただきたいんですが、昨日もスクイム市との交流の年次的なこと、ひょっとして間違ってるかも分からんということで、御答弁申し上げたんですが、調べていきますと、頭で記憶はなかなかないんで、実際見てみますと、平成5年の6月に実はスクイム市の市長さんがお越しになって、そこで友好都市締結ができた、ということでもあります。その後、民間交流もしながらですが、平成7年に初めて中学生を派遣して、そのときから中学生の交流が始まったということでもあります。

したがいまして、昨日も申し上げたんですが、私は2回ほどスクイム市にもお邪魔させていただいて、まさに民間交流の中で交流の大切さを肌で感じました。ただ残念なことには英語がしゃべれなかったのも、非常にそのときは残念な思いだったんですが、その交流というのは非常に大事だと思います。もちろん文化やいろんなこともあります、お互いを理解することによって、きっと私は平和へと、こういう動きに最終的にはつながっていくだろうと、このように考えております。

先ほどおっしゃったような自治体間によって、いわゆる外交ではなしに、民間の交流事業というのは非常に重要と捉えておりますので、私は市民の皆さんやあるいはいろんな国際交流協会も含めて、これからいろんなところで機運が高まったとしたら、まさに行政も一緒になって、一定の旗振り役として、この役割をしなくてはならないだろうと思っておるんですが、現段階でじゃあどこというのはありませんけれども、いわゆる民間のそういう交流というのは、私は非常に重要だと、自分の体験からも大切だと、このように考えておりますので、今日の段階ではそのような答弁でこらえていただきたいと、このように思います。

○議長（浅田雅昭君） 15番、今井和夫議員。

○15番（今井和夫君） ぜひとも、また検討をお願いいたします。

それでは三つ目です。

放射線育種米のことですが、先ほどの答弁の中では、兵庫県としては導入はまだ決めてないという答弁だったと思います。私の情報の中では、一応秋田県と兵庫県というのは、全国に先駆けて導入しようというふうに進んでいると聞いているわけですが、その辺りはどうなのでしょう。もう一度お願いします。

○議長（浅田雅昭君） 中村産業部長。

○産業部長（中村仁志君） 私どもが直近で最近確認したところだと、やはり導入のところは、まだ検討段階だと確認しております。むしろ今兵庫県のほうでは、やはり今年猛暑ということで、かなり一等米なんかの減収もあったということも踏まえて、やっぱり高温に耐え得るような、そういう品種のことも検討し始めているということも聞いておりますので、今はまだ決まっていないという状況でございます。

○議長（浅田雅昭君） 15番、今井和夫議員。

○15番（今井和夫君） 分かりました。そうしたら一応ここについては、こういうふうな問題も今後起こってくると、全国的なトレンドとして、やはりこれを導入しようとしている流れというのは、やっぱり一つ確実にやっぱりあると思いますので、問題はこれ、こういうふうな米ですよという表示もできないというような、そういうふうなことも流れの中で進めるんじゃないかなという、そういう情報もありますので、やはり消費者が選択できないというのは、やっぱり一番具合悪いなとやっぱり思いますので、そういうことも含めて、それからせっかく「ちくさの舞」、「みかたの舞」等々、より安全な米ですね。ネオニコフリーの米を作っていないと、これは非常にすばらしい取組だと思っておりますので、その延長線上に、やっぱりより安全な物を作っていくという部分で、しっかりアンテナは伸ばしておいていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（浅田雅昭君） 答弁はよろしいですか。

○15番（今井和夫君） じゃあ、最後お願いします。

○議長（浅田雅昭君） 中村産業部長。

○産業部長（中村仁志君） 議員のおっしゃることは肝に銘じて、今後やっぱり安全・安心なやはりそういう野菜も含めて、生産者の方がやはり消費者の方に伝わるような物もやっぱり伝えていきたいと思っておりますので、その辺には努めていきたいと

思っております。

○議長（浅田雅昭君） これで、15番、今井和夫議員の一般質問を終わります。

続いて、山下由美議員の一般質問を行います。

2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） 2番の山下です。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

今回は3件の質問をいたします。

小・中学校の給食費は引き上げず、無償化を。

教育委員会において、給食費の改定、引上げが予定されております。しかしながら、異常な物価高の中、勤労者の実質賃金が減り続けており、小学生で年間4万1,800円、中学生で年間4万5,100円の給食費負担は、子育て世代にとって大きな負担であります。教育の一環としての学校給食であることから、市の施策として小・中学校の給食費は引き上げず、保護者負担の無償化を行うべきではないでしょうか。市長、教育長にお伺いいたします。

続きまして、無料低額診療事業について。

公立宍粟総合病院においても、外来、入院において医療費の滞納があり、その要因は、生活の困窮によることが多いとの説明でありました。無料低額診療事業は、生計困難な人が経済的な理由によって、必要な医療を受ける機会が制限されないよう、無料または低額な料金で診療を行うものであります。

市において、この無料低額診療事業についての制度の説明や、どこの医療機関で行っているかなどの広報や周知が、なされているのかどうかということをお伺いいたします。

宍粟市民が経済的に困ったときにも、安心して医療が受けられるように、公立宍粟総合病院においても無料低額診療事業を実施するべきではないでしょうか。市長にお伺いいたします。

最後に、介護保険制度について。

介護保険制度が開始されて23年が経過しようとしております。現在、令和6年度実施の第9期介護保険事業計画が策定中であります。兵庫県下でも3番目に高い介護保険料を引き下げるべきではないでしょうか。また、必要な人がその人に必要な介護を受けられるように、利用料の市独自の減免制度をつくるべきではないでしょうか。市長にお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（浅田雅昭君） 山下由美議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、山下議員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

大きく3点であります。給食、介護保険については私のほうから、あとは担当部長から答弁をさせたいと思います。

まず1点目の小・中学校の給食費の関係であります。現在、原油あるいは電力、食料費など、今般の物価高騰が保護者の皆さんの家計に大きな負担となっていることは認識しております。しかしながら、生産者の方やあるいは栄養教諭、調理員の努力と工夫は、既に限界に来ておる状況であります。令和6年度以降の学校給食費改定につきましてははやむを得ないと、このように考えておるところであります。

一方で、物価高騰に対する保護者の皆さんの経済負担の軽減は、検討しなければならないと考えておりました。支援策について、現在協議をしているところであります。また、恒久的な市費による学校給食費の無償化は、これまでも御答弁を申し上げたとおり厳しいと考えております。113回の定例会の御質問の中でも御答弁申し上げましたとおり、市としましては、学校給食費に対する恒久的な財政支援の仕組みの創設を、国に要望をしているところであります。

今後も日本一の学校給食の質を維持し、食育の観点からも、宍粟市の豊かな食材を生かした食文化の継承と発展を実現できるように取り組んでまいりたいと、このように考えております。

次に、介護保険制度についてであります。1点目の保険料を下げるべきでは、こういうことではあります。現在宍粟市では、令和6年度から令和8年度を計画期間とする、第9期介護保険事業計画の策定を進めております。今後国から示される予定の介護報酬改定等の反映を行い、さらに介護保険事業基金の活用も図る中で、介護保険料の上昇を可能な限り抑えてまいりたいと考えております。

2点目のサービス利用者負担金について、市独自の減免制度、このことではあります。介護サービス利用者負担金の減免につきましては、これまでも御説明をしておりますとおり、介護保険制度は公的保険でありまして、国の責任において必要な措置が講じられるべきものと考えておりました。当市におきましても制度の趣旨を踏まえ、適正な制度運用に努めているところであります。

したがいまして、国の政策によらない限り、制度の枠組みを超えて市単独で減免制度をつくることは、持続可能な行財政運営を図る観点からも、非常に困難と考え

ておりますので、御理解いただきたいとこのように思います。

私のほうからは以上であります。

○議長（浅田雅昭君） 橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） 私からは、無料低額診療事業について、1点目の無料低額診療についての広報や周知についての御質問にお答えします。

無料低額診療事業は、経済的理由により適切な医療を受けることができない方に対し、無料または低額で診療を行う社会福祉法第2条第3項第9号の規定に基づき、第二種社会福祉事業としてありまして、実施主体は医療機関となっております。

現在、本市におきましては、公立、民間を含め、この無料低額診療事業を実施されている医療機関がないこともあり、実施の医療機関についての積極的な周知及び広報は行っておりません。

なお、兵庫県のホームページにおいて、県内の実施医療機関を確認することができます。

以上であります。

○議長（浅田雅昭君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 私のほうからは、無料低額診療事業についての2点目、公立宍粟総合病院における無料低額診療事業の実施についての御質問にお答え申し上げます。

県内の状況といたしましては、先ほど福祉部長が御答弁申し上げましたように、ホームページ等を確認いたしますと、無料低額診療事業を実施している医療機関は、神戸市ほか4市におきまして、病院が10施設、診療所が19施設となっております。これらの施設はいずれも、その設置主体が社会福祉法人、医療生活協同組合、公益社団法人、特定医療法人となっております。公立病院は皆無といった状況になってございます。

これらの施設の無料低額診療事業の取組の背景といたしましては、病院の理念や使命のもとで、法人税とか固定資産税の税制上の優遇措置などを受けることができる仕組みも勘案し、社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業として実施されていると推察しております。

本事業の基準につきましては、生活保護を受けておられる患者と、無料または10%以上の減免を受けた患者の延べ数が、取扱い患者の延べ総数の1割以上であることなどの基準が設けられているところでございます。

当院の該当患者は、令和5年10月診療の実績で見ると、そのような患者が

1%未満となっており、この基準とはかなりの格差がございます。また、無料低額診療事業の実施に伴う公立病院への税制上の優遇等もないことなどから、病院運営上、現在、無料低額診療事業を実施する状況にはないのではないかと考えているところでございます。

○議長（浅田雅昭君） 2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） それでは、小・中学校の給食費は引き上げず無償化を、という質問から、再質問させていただきたいと思います。

私は同じ内容の質問を9月議会においても行っております。そのときも市長は、コロナ禍や今般の物価高騰によって、学校給食のみならず保護者の皆さんの家計には、大きな負担になっていることは認識をしておりますと、そのように今日もお答えくださったんですけれども、答えてくださっております。

その上で、しかしながら無償化により、保護者の経済的負担は当然軽減されることになるわけでありますが、厳しい市の財政運営の中、恒久的な市による学校給食費無償化は、これまでも答弁してきたとおり厳しいと考えておりますという回答をしておられます。

そして、令和6年度国・県予算編成に対する要望として、学校給食費に対する恒久的な財政支援の仕組みの創設を要望しておられるわけであります。そのお考えとか方向性とかは、間違っていないと認識はしておりますけれども、しかしながら保護者の皆さんは、今現在コロナ禍や物価高騰によって、家計に大きな負担を背負っておられるということなのであります。

今こそ、小・中学校の給食費は引き上げずに、無償化することを市の施策として、考えるときではないかと思うわけでございますが、いかがでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 9月議会で御答弁したこと、それから先ほど御答弁させていただいたことも大きく変わってないのはそのとおりであります。

したがいまして、無償化というのは繰り返しになりますが、先ほど御答弁したとおり、非常に厳しいという状況であります。ただ現状の中では、今物価高騰に対する経済負担も含めて、今協議をしているということを今回御答弁申し上げたところでありますが、そういうことも十分現状も承知しております。

ただ、先ほどの繰り返しになりますが、御答弁させていただいた考えに変わりはありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（浅田雅昭君） 2番、山下由美議員。

○ 2 番（山下由美君） 今年11月の文教民生常任委員会のとときの教育委員会の提出資料によりますと、学校給食費の滞納件数及び滞納者数ともに、増加傾向にあるということが分かりました。例えば滞納額ですが、9月末、小学生30件、43名、196万3,890円。中学生22件、26名、63万720円。合計259万4,610円となっております。

こんなふうに、その滞納件数が伸びているということは、やはりこのコロナ禍、あるいは物価高騰によって、非常に家計に大きな負担を現在背負っておられるということではないのかなと思うわけでありまして、この状況をどのように分析して、どのように対応されるお考えなのかということをお尋ねいたします。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 今お聞きした資料、実は十分承知しておりませんが、かつて私もその担当の任に当たっているときもありましたので、そのときから見ますと、多分児童数、生徒数の減少によって滞納件数が少なくなったのかなと、このように思いますが、特別会計というか、別会計から一般会計化して、丸2年が経過しました。当然その債務については、市が責任を持ってその債務の履行、管理をしていかないかということでありまして、ただいまおっしゃった件数だと思えます。ただ具体的にその中身を分析しておりませんので、今の御質問に的確に答えることはできないのではないかなと、このように思いますが、おっしゃったように物価高とか、生活のいろんな困窮の問題、いろいろあろうかと思えます。そういうことも加味して、そういう結果になっていることも想定としてはできるわけでありまして、十分な分析はしておりません。

○議長（浅田雅昭君） 2番、山下由美議員。

○ 2 番（山下由美君） このような現状があるわけですから、今給食は引き上げずに、無償化をというふうに考えられないということは、なぜなのかとやはり思うてしまうわけでございます。その最も大きな、なぜ引き上げずに無償化されないのかというその根拠というか、それを教えていただけたらと思えます。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 明確な根拠を示せと言われても大変難しいところではありますが、一つの根拠としては恒久的に無償にしますと、今国の支援が仮に全くないとしたら、当然恒久的に財政支出をしなくてはならないと、こう相反しますので、それは一つの要因かなとこう思っています。

同時に給食費というのは、当然給食というのは一つの教科も含めてですが、学校教育のプログラムの中で食育という観点、これはしっかりせないかということ、

かねてより申し上げておりますとおり、国のそういったことの中で当然しかるべきだろうと、こう考えております。

その両面からいたしましても、宍粟市の現状を考えると、あるいは歴史的な背景から見ても、無償化というのはなかなか厳しい。このように私は捉えております。

○議長（浅田雅昭君） 2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） 兵庫県下の学校給食費無償化補助制度の実施状況、これを見てみました。令和5年5月29日現在で、文科省調査反映後なわけでありませけれども、小・中学校とも無償化しているところが、相生市、加西市、香美町、新温泉町であります。また中学生を全額補助しているところが、たつの市、明石市。小・中学校とも半額補助をしているところが、佐用町とのことであります。

そして一番多いのが、やはり宍粟市と同じように給食費の単価値上がり分を補助している、この自治体が一番多くなっております。そのほか、重点支援地方創生臨時交付金を活用して、期間を決めての小・中の学校給食費無償化を行っているという自治体も兵庫県下であります。この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、期間を決めての小・中学校の学校給食費無償化については、どのような御見解を持っておられるのかということをお尋ねいたします。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） この間臨時交付金を使って、一定の支援を給食費のところで投入したのは事実であります。そういう観点では、先ほど冒頭申し上げたとおり、今の物価高ということも含めながら、一定何かできないかということは現在協議しておると、こういう状況であります。

繰り返しになりますが、県内の先ほどの事情も私も承知しておりますが、給食費については、安いほうからたしか4番目ぐらいのところだったと思いますが、そういう状況でこれまでも生産者やあるいはそこに関わっていただく方の努力で、何とかそういった形で、安全で安心な給食を提供していただいているのも事実であります。

しかし、もう限界に来ておるのも、これもまた事実でありますので、その両面から含めて先ほどお答え申し上げたとおり、無償化にはなかなか踏み切れないと同時に、その問題を解決するには、一定給食費の値上げについては、昨年度より保護者の皆さんや教育委員会の職員も努力していただいて、一定の理解を得ながら、そういう形を進めてきたと、このように私は認識しておりますので、そのように御理解

いただけたらとこのように思います。

○議長（浅田雅昭君） 2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） よく市長が、その自治体間の競争になっているとおっしゃられておりましたけども、先ほどの兵庫県下の実情を見てみますと、決して自治体間競争というようなものにはなっていないんじゃないかなというようにも思われて、本当に宍粟市の子どもたちのことを考えて、給食費の無償化というのを考える必要はあると思うわけなのです。

まず第一に、この物価が高騰している最中に給食費を引き上げるべきではない。まずそれが私の第一の考え方であります。それとあと、市が引き上げないためには、市が今2,119万5,000円これを予算化すれば、現在の給食の質を落とさないで、給食費を引き上げることなく、今までどおりの給食は提供できるということなのでありますが、本当に子どもたちのことを考えたら2,119万5,000円、これの予算化をするかどうかだけの問題ではないかなと思われるわけなんです。給食を今引き上げるか、引き上げないかということが、その点についてお答え願いたいと思います。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） それは2,100万円というのは、これまで交付金を使って活用したのか、あるいは引上げの委員会で報告なされた部分を想定すると、その額ちょっとそのことは十分に理解、ちょっと具体的な資料を持ってませんので理解できないんですが、恐らくそれを投入すれば元どおりの額になるとこういうことだろうと思います。

ただ、申し上げたとおり、現状の給食の在りようについては、御承知のとおり、やっぱりこれまでの質とか、それから子どもたちが学校に行って給食を食べようと、こういう思いに至っていただく。あるいはそのことによって学校へ行こうということも、非常に私は大事だと思うんです。給食をいかに誇りに思ってということも、そういう観点からすると、私は今そういった額も含めて上げるだけでいいのかどうか。それを財政で投資するだけでいいのかどうか。このことも議論をしてまいりました。

したがって、そういったことも踏まえて、可能な限り保護者の皆さんについては、負担を今日の状況から見たら下げずに、しかもいわゆる質を担保しながら、また子どもたちにももちろん安全で安心で、子どもたちに誇りを持てるような、同時に生産者の皆さんにもしっかりと、生産者の方にも還元していく。こうするとしたら、それを無償化して全部というわけにはなかなかいかないと。

したがって、そういうことも加味すると、私は今回先ほどおっしゃったような状況に至ったと。したがって、その方向は間違いないだろうと私は思っています。

ただし、しっかりこの給食というのは繰り返しになりますが、食育という一つのカリキュラムとしたら、国が制度としてしっかり自治体のそういった制度を担保していく必要があるのではないかなど。そのためには、こんな制度が欲しいということは、今年度国にも要望を県代表で行っております。

ただ答えは出ておりませんが、私どもはそういう観点で国に強く、また皆さん方一緒にしっかりそのことの任を担ってほしいということは、共々これからも訴えていく必要があるのではないかなど、こんなふうに思っています。

○議長（浅田雅昭君） 2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） 市長がおっしゃられるとおり、国に要望していくということは、本当に大切なことだと認識しております。先ほども言いました。けれども、今非常なその物価の高騰とかで困られている人があるわけですから、今国がそれを行わないのならば、市がそれを行うというのが本筋じゃないかなど、私は考えるわけですが、市長はそのようにはお考えにはならないのでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） したがって、給食の引上げというのは、また後刻いろいろとあろうかと思うんですが、教育委員会とも調整してその方向で進んでおりますが、ただ繰り返しになりますが、物価高に非常にこういう状況で保護者の皆さんの負担軽減を図る、これは非常に今日的な今の課題であります。

したがって、それについては可能な限り何とかならないかということで、支援策について協議を進めておるところでありますので、そのように御理解をいただきたいと思えます。

○議長（浅田雅昭君） 2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） その支援策についての協議をとということを何回かおっしゃったわけですが、具体的にそれはどのような支援策なのか。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 具体的に今の段階でここで、じゃあここでこれだけするというわけにはいきませんが、協議をしておるところということで御理解いただきたいと、このように思えます。

○議長（浅田雅昭君） 2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） もうこれ以上言いますと繰り返しになりますので、ここで止

めておきたいとは思いますが、私は今この物価が高騰して、本当に大変な中、給食費を引き上げるべきではない。滞納されてる方も増えている中、引き上げるべきではないということ。そしてまた、自治体間競争ではなく、宍粟市として給食費の無償化をということを強く求めます。

一般会計のほぼ1%程度の支出で、現在の給食の質を落とさないで、何度もこれも言ってますけども、学校給食費の無償化が実現できるというわけでありまして。本当に何度も言うんですが、子どもに真っ先に予算を使うということは、当然のことではないかと思うわけでありまして。

本当に最後に市長、私のこの考え方は間違っているのでしょうか。市長はどのように思っておられるのかということ、最後お聞きいたします。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 間違っているか、正しいかといいますと、間違ってるとも、正しいとも言いにくいんですが、そのお考えは私も十分共感できる部分があります。まさに子ども真ん中ですから、これからの時代では子ども、こういうことではありません。

ただ、これまでも現状を申し上げたところでありまして、宍粟市としても最大限の努力をしていきたいとこのように思っています。したがって、結論から言いますと、考えが間違いとか、正しいというのは、私はちょっと答弁は控えますが、共感できる部分がありますと、こういうことでもあります。

○議長（浅田雅昭君） 12時となりましたが、このまま会議を続けます。

中田教育長。

○教育長（中田直人君） 子どもたちのためにという山下議員のお考えですので、それについて、私も少し考えを述べさせていただきたいと思っております。

折しも、昨年12月11日に第17回の給食甲子園の日本一になった。あれから丸一年です。この1年も学校給食センター、あらゆる農業関係者、食材の提供者を含め、調理員さんを含め、総力でもってこの1年も質を落とさないために御努力いただいております。今市長も私も質を、質を、ということをおっしゃるんですが、その質とは何ぞやということなんです。

宍粟市は、この質について六つの約束をしています。一つは、主食を米飯、御飯にしていこう。それから、できるだけ宍粟の旬を子どもたちに提供しよう。また、もちろん安全・安心を徹底して追求していこう。子どもたちの健康を考えたときに、可能な限り薄味にしていこう。そして栄養バランスの取れた手づくりの愛情たっぷり

りの学校給食を進めていこう。質とはこういうことなんですけれども、この質を維持することは、保護者の願いでもあり、保護者の強い要望でもあると、私は認識しております。

これは保護者のアンケートの結果から、そういうことを読み取ることができます。保護者の方々には、給食費の改正によって、値上げした場合は御負担をかけることはそうなんです、この質を子どもたちのために維持していくことが、子どもたちのために維持していくためには、給食費の改定もやむを得ない。これは御理解いただけないかなということをおもっております。

今後とも、給食を安定的に子どもたちにこの質を維持するために、改正のほうについては御理解いただきたいというようなことと、一方で市長がおっしゃられたとおり、支援策については、何らかの協議を今しておりますので、十分な協議をしていくという、こういう考えでございます。

以上でございます。

○議長（浅田雅昭君） 2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） それでは次の質問に移りたいと思います。

無料低額診療事業についてであります。

今回私がこの質問をいたしましたのは、病気がちなある市民から、医療を受けるのに経済的な不安がいつも付きまとうのだけれども、医療が無料で受けられる病院があると聞いたことがあるので、教えてほしいという質問を受けたからであります。

そこでそのときに、私はすぐに答えることができなかつたわけであり、それで私が思ったのは、宍粟市内にはなかつたとしても、この兵庫県でこういった病院がありますといったことを、広報や周知を行うということも大事なんじゃないかなと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） 先ほどの周知のことですけれども、県内で実施されているのは、加古川市、宝塚市、神戸市、尼崎市と、いずれも宍粟市から遠方のところで医療機関が実施されておられます。宍粟市明の方が利用するのは、遠方につき困難と思われ、周知のほうは現在行っておりません。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） 現在は行っていないということですが、これから行っていただけるのでしょうか。どうか、お答えください。

○議長（浅田雅昭君） 橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） 現在行っておらず、今後しばらくの間といいますか、今のところ行う予定はありません。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） 私がこの事業が優れているなど思ったのは、この事業は医療が無料、あるいは定額で受けられるだけではなくて、医療ソーシャルワーカーの常勤配置、これが義務づけられていて、実施に当たっては医療ソーシャルワーカーによる支援がセットとして提供されるわけでございます。

ですから、本当に医療のことについていろんな生活の様々な苦しみがある。そのことを相談しながら、自分の体を少しでも健康になるように、医療を受けられるように、この医療ソーシャルワーカーさんとともに相談して、共に語り合いながら、自分自身が健康になっていけるというような方向性があるわけでありまして。ですから、本当にいいものだなと思ったわけでありまして。

そこで先ほど公立宍粟総合病院は、その対象にならない病院だというふうに説明されたわけであって、確かにそういったような決まりがありまして、現在はそれが無理なようではありますが、それが可能なような現状になれば、実施していこうと考えておられるのかどうかということをお尋ねいたします。

市長にお尋ねいたします。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 大変申し訳ないですけども、十分なこの制度の理解もしていない中で答弁できませんので、副院長のほうから答弁していただきます。

○議長（浅田雅昭君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 山下議員がこの事業ができるようになったらという御趣旨がどういうことか、ちょっと理解しかねておりますが、先ほど申しあげましたように、まずは医療機関自身がその理念や使命のもとで、こういった事業に着手していくかどうかというのが、一つのキーポイントだと思います。

それで、財政的な面で、法人税あるいは固定資産税の税制上の優遇措置といったものがセットで組み込まれて、実施されている医療機関が先ほど申しあげましたような、県内では状況であったというふうに受け止めております。

公立病院につきましては、そもそも法人税とか固定資産税の税制の問題が、元から発生しませんので、公立病院がこういった物に事業着手するに当たって、どうい

った財政的な受け皿を、今後国あるいは県が設けるのかといったことが明らかでない段階で、云々という議論をするのは、ちょっといささか早過ぎるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（浅田雅昭君） 2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） 私もこの事業については、調べてみたわけでございますけれども、費用はこの医療機関の持ち出し、こういうことになるわけでございます。そして無料低額医療診療には2種類ありまして、一つは社会福祉法人や日本赤十字社、済生会、公益法人などが法人税法の基準に基づいて実施するものと。

それからもう一つは、公立病院はこちらに当たると言うんですけれども、もう一つは、社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業として実施するものであって、第二種社会福祉事業を定義する、社会福祉法第2条第3項第9号に、生計困難者のために無料または低額な料金で診療を行う事業とありまして、そして病院や診療所の設置主体にかかわらず、第二種社会福祉事業の届出を行い、都道府県知事の許可を得れば、この事業を実施できるというふうに、調べたところになっておりました。

そこで、なぜ市長にお尋ねしたかったかといいますと、本当に一人の人も取り残さず医療が受けられるように、安心して医療が受けられるように、私はこの無料低額診療医療が実施できる状況になりましたら、実施をすると市長は考えられるのか、そうではないのかということ、それをお尋ねしたかったわけではありますが、いかがでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 今の条文とかいろいろ聞いたり、あるいは税の優遇制、あるいは社会福祉法の問題ですが、直ちに私が判断できる状況ではありませんので、冒頭申し上げたとおり、この制度そのものを十分熟知しているわけではありませんので、軽々に判断できることではないと、このように思います。

○議長（浅田雅昭君） 2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） 本当に市民の命を守るという、大きな責務がある公立病院でこそ、この事業を実施していただきたいと私は願いますので、伝えておきます。

続きまして、次の質問にいきたいと思います。

介護保険制度についてであります。

宍粟市より西播社会保障推進協議会に提出された資料によりますと、宍粟市の第1号被保険者65歳以上の被保険者の介護保険料滞納状況につきましては、2023年3月末において、介護保険料の滞納者が136人ということでありました。そのうち、

保険料の滞納に対するペナルティーとして、サービスの利用料が3割負担、3倍ですね、サービス利用したら3倍の負担です。これになっている人が2件ということでありました。

介護保険料が払えず、サービスが使いづらい人やサービスをどうしても利用しなければならなくなっていて、3倍の負担をせざるを得ない人が宍粟市におられるわけでございます。この状況から考えても、介護保険料を引き下げということを考えるべきではないのかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） 今、議員のほうから介護保険料の引下げの御質問がありました。

65歳以上の介護保険料につきましては、市区町村ごとに決められ、保険料額はその地区町村の市民利用者が利用するサービスの水準に反映したものとして、算出しております。したがって、介護保険事業計画期間中の介護保険料につきましては、介護保険利用の見込み量が多い市町村では、介護保険料が高く、少ない市町村では介護保険料の負担が少なくなるという実態、仕組みとなっております。

現在第8期計画の最中であり、第9期計画を望むところでありますが、そのような介護保険料の基本的な考えによりまして、現時点におきましては介護保険料はこのままであり、また第9期計画においては、第9期の期間中のこととして考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） その介護保険料のことですけれども、第8期今現在ですけれども、基金の取崩しにより、65歳以上の介護保険料は据置きというふうになっております。1か月の保険料の基準額は6,700円です。今第8期、次に第9期になるわけですけれども、この第1期におきましては山崎町で保険料が2,600円でしたので、約2.6倍に保険料が上昇していると、本当に高くなっております。

私は今現在、宍粟市高齢者福祉計画及び第9期宍粟市介護保険事業計画案のパブリックコメントを募集中であって、介護給付費準備基金の活用としては6,800万円、これが予定されてはおりますけれども、この第9期においてこの基金の取崩しによって、保険料を引き下げることができるのではないかと考えるわけでございます。

なぜならば、令和4年度決算における介護保険事業基金は3億1,259万2,000円あります。この基金を取り崩したら、高い介護保険料の引下げが実現できるのではな

いかと考えているわけですが、それについてお答えを願えたらと思います。

○議長（浅田雅昭君） 橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） 今パブリックコメントを実施しております第9期の計画におきましても、今議員がおっしゃいましたように基金取崩しとして六千何百万円かの基金を今取り崩す予定として、計画を皆さんに見ていただいております。

基金につきましては、現段階では足元の物価賃金動向を踏まえ、余裕を持った保険料設定をする設定すること。そして昨今の物価高騰のこと、またそういうことも踏まえまして、準備基金の多くを取り崩すのではなくて、一部保留することなどが国や県から示されております。

この背景につきましては、県下におきまして第8期計画において、介護保険サービスの見込み量が甘く、次の第9期の保険料が急上昇する保険者、市町村でありますけれども、それが発生しているという状況から、県から留意事項が出ております。

介護保険料の増高については、十分私どもも気にしておるところであり、基金の活用も方策の一つとしては考えておりますが、現在計画の策定及び今後国から県から発出される通知等も踏まえ、適正な介護保険事業計画、そして保険料額の決定というふうに結びつけたいと考えております。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） 第9期の宍粟市介護保険事業計画の案といたしましては、介護保険給付準備基金の活用としては6,800万円、これが予定されておりますけれども、でも令和4年度決算におけます介護保険事業基金が3億1,259万2,000円あるわけですが、ですから私は、この基金を取り崩して高い介護保険料の引下げができると思います。強くそれを求めますがいかがでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） 第8期計画におきましても、基金の取崩しを鑑み、予定しその中で計画を立て、保険料額を算出しております。その間、皆さん御存じのようにコロナの発生によりまして、介護保険の利用者及び事業体の運営につきまして、大きな支障が出たこと。また市民生活に大きな影響が出たことは周知のことです。介護保険の各サービスを利用するに当たっても、皆さん予定の中で、また感染防止の活動の中で利用していただきました。

今回の第9期の中で、この第8期期間中に介護保険事業を利用控えということも

大いに考えられるということが出ております。国県のほうからも、今回の8期を踏まえ、9期において皆さんの生活が平時に戻ったときの介護保険の利用というのが十分考えられるので、介護保険の事業量並びに基金の取崩しについては、相応の留意を払うということで通知をしていただいております。

基金の運用については取崩しも含めて、今後また検討していきたいと思いますが、現計画におきまして、現在においては6,800万円の取崩しということで、現計画を案として作成し、今後の国県からの通知等の発出を受け、最終的な計画の策定ということで予定しております。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） 案としては6,800万円の取崩しではありますが、しかしながら介護保険の事業基金が約3億1,259万2,000円ありますので、これを利用して引き下げることを強く求めて、次の質問に移ります。

この低所得者を対象といたしました、補足給付のお話に移ってまいりますが、この低所得者を対象とした補足給付の施設短期入所利用者の居住費、食費に対する負担軽減制度、この見直しが2021年8月から実施されたことによって、施設サービスが利用できなくなった人が、施設を出なければいけなくなったとか、ほかのサービスに変えなければならなくなったとか、そういった人たちが宍粟市におられるのではないかと考えるわけですが、どのような状況なのか。

また、その人に必要な訪問介護や通所介護が、十分に利用できていない人が宍粟市におられるのではないかと思うわけではありますが、どのような状況なのか。

○議長（浅田雅昭君） 山下議員、通告していただいておりますか。

○2番（山下由美君） これは。

○議長（浅田雅昭君） 介護保険料、制度。

○2番（山下由美君） ちょっと言います。これ利用料の市独自の減免制度に関わってくるわけでございます。

○議長（浅田雅昭君） 介護保険施設利用料の減免制度の話ですか。

○2番（山下由美君） はい。利用料の。

○議長（浅田雅昭君） 続けてください。

○2番（山下由美君） すみません、ちょっと分かりにくくて失礼いたしました。

そのような状況を把握するための実態調査、これが行われているのかどうかということをお尋ねいたします。

○議長（浅田雅昭君） 橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） 今の実態調査を行っているかということにつきましては、実態調査等は行っておりません。今も言われました補足給付、国の制度であります。それにより必要とされる方への支援を給付という形で行っております。
以上です。

○議長（浅田雅昭君） 2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） 宍粟市民が今きっちりと、本当にその人に必要な介護保険のサービスを受けておられるのかどうかといったような、実態調査を行う必要が市としてあるのではないかと思うわけですが、今行われていないということの御回答でありました。行うべきではないのでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） 介護保険の給付につきましては、それぞれの御家族、それぞれの体の介護の状況、また支援とされる環境の状況によって変わってまいります。先ほど調査を行うべきでないかということをおっしゃいましたが、市では行う予定はありません。

ただ、そのように生活に困っておられる方、また介護保険の利用について、こういう不安があるという方につきましては、介護保険の高年福祉課の担当の下に福祉相談課、それぞれ市民の方の御相談に寄り添って、相談をさせていただいております。

また、経済的な困窮そのものにつきましては、社会福祉課を中心とした生活困窮制度であったり、あと生活保護に至る相談であれば、生活福祉係のほうで生活保護の申請の相談の中でお伺いしておりますので、調査を行うかということでは、行いませんので、その旨お伝えをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） この利用料の市独自の減免制度をつくる必要があるのではないかという、私がこの質問をしている根拠というものが、この宍粟市の中でも本当に必要なサービスを受けられてなくて、その人の経済状況に応じたサービスしか利用できてないんじゃないかという実態があるから、このような質問をしております。

そこでちょっと質問をしたいわけでありまして、この西播社会保障推進協議会に出してくださった資料の中で、この特別養護老人ホーム待機者数なんです、この入所希望者数が実人数46人ということで、以前に比べて随分と減少したわけで

あります。そういうことから考えても、これは利用したくてもできない人があるのではないかなと私は考えたわけでありますが、市のほうはどのように考えておられるのか。

なぜ、こんなに入所希望者数が減ったのか、実人数が。それが分かるようなら教えていただきたいと思います。

○議長（浅田雅昭君） 具体的なところですけど、資料ありますか。分かりますか。

橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） 今、具体的な数字及びこちらのほうから報告した数字のバックデータ等については、持ち寄っておりませんのでお答えはできませんが、それぞれの御事情により利用がなかったと考えております。

ただ、利用したくても利用できないという御相談については、宍粟市としては寄り添って御相談に応じていきたいと思っておりますので、その旨お伝えいたしております。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） 今言いましたような話の中から、私がやはり思いますのは、実態調査を行って、その実態に即して介護サービス利用料の負担を軽減して、その人に必要な介護サービスが利用できるようにするためには、やはり市独自のサービスの利用料の減免制度をつくる必要があると思うのです。

例えば、特別養護老人ホームに入所したといたしましても、光熱費とか、あるいは住居費、あと食費等は実費なわけでございます。それらの補足給付が見直されたということで、そこにおりづらくなられた方たちもいらっしゃると思うわけでございます。ですからこそ、宍粟市独自の利用料の減免制度、これは考えていけないと思うのですけれども、考えていかなければならないと思われるのかどうかということ、すみませんけれども、市長、お答えください。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 冒頭申し上げたとおり、現制度の枠組みの中で、それぞれこれまでもやっておるところでありますので、現段階では市単独で減免制度と、こういうことをつくるのは非常に困難だと考えております。

○議長（浅田雅昭君） 2番、山下由美議員。

○2番（山下由美君） 医療もそうですけれども、介護も一人の人も本当に泣かさない、そういったような介護制度となるように、これからもこのような質問を続けて

いきますので、御検討、実施をお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（浅田雅昭君） これで2番、山下由美議員の一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ここで午後1時30分まで休憩をいたします。

午後 0時25分休憩

午後 1時30分再開

○議長（浅田雅昭君） 休憩を解き、会議を再開します。

続いて、前田佳重議員の一般質問を行います。

3番、前田佳重議員。

○3番（前田佳重君） こんにちは。3番前田佳重です。

それでは、議長の許可を得ましたので、通告に基づき一般質問を行います。

大きく2点について。まず1点目は、災害に強い森づくり、まちなみを緑化する県民緑税の活用について。

森林や里山、公園や街路樹などの緑は、雨水の貯留による洪水濁水防止機能、二酸化炭素の吸収による温暖化防止機能をはじめ、気候緩和や大気の浄化、土砂の流出防止、火災の延焼防止、安らぎの空間の創出など、多様な公益的機能を有しており、私たちの生活に密接に関わっています。

兵庫県では、豊かな緑を次の世代に引き継いでいくため、県民共通の財産である緑の保全再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組む仕組みとして、平成18年度から県民緑税を導入し、災害に強い森づくりや県民まちなみ緑化事業を進めています。

近年の災害の甚大化、頻発化により、災害リスクは依然として高く、町の中心部での緑地の不足や、量の地域的な偏在、偏りがある状況などを踏まえ、これまでの成果を生かした災害に強い森づくりとまちなみ緑化を、今後も計画的に進めていく必要があることから、今始まっております第4期課税期間、令和3年度から令和7年度まで実施期間が延長されており、個人は年額800円、法人で年額2,000円から8万円を納め、5年間で120億円、個人が約100億円、法人で約20億円の税収規模です。

そこで、宍粟市の取組について伺います。

1番として、どのように市民や事業所へ周知して、もう平成18年から始まり丸17年ぐらいになりますけども、活用のニーズを吸い上げ計画につないでいるのか、伺います。

2番、例えば県下の実績では、人家の裏山の危険木を伐採し、住民の不安を解消する事例では危険木がなくなり安心して過ごせる。竹林が整理され立ち寄って管理できるようになったという声があり、これは令和3年、4期ですね。令和3年から令和7年のパンフレットに載っております事例なんですけども、多くの住民の方が事業を評価されています。アンケートをされまして約70%以上の方が満足されているというようなことです。

そこで、このように市内でも急を要するニーズがあると思います。ニーズはどのように整理されているのか。また、現在の課題は何か、伺います。

そして大きく2番目といたしまして、地方型サテライトオフィスの推進について。新型コロナウイルス感染症の流行により、多くの企業がテレワークの導入を急ピッチで進めることになった。準備期間を経ずに、リモートワークを迫られた結果、自宅に集中して仕事に打ち込めるスペースがないといった悩みを抱える人も多く、企業にとって課題となっています。そこで注目が集まっているのがサテライトオフィスです。

サテライトオフィスは、企業の本社、本拠地から、都市部から離れた場所に、設置する作業の作業性がよい、生産性がよい、また人材が集まるような場所に小規模なオフィスを設けることである。働き方改革が様々な企業で取り込まれている中、サテライトオフィスは、テレワークを支える新しいオフィスの在り方、また社員に快適に働いてもらう場として注目を集めています。

地方型サテライトオフィスは、都市部に本社がある企業が地方の遠隔地にオフィスを構えるのが一般的です。地方にこうした拠点を設けることで、地方における新たなビジネスのスタートや事業拡大が期待されています。

それに加えて、都市部で働いていた社員が、地方移住することによって、自然に囲まれた環境で暮らし働くことを通じて、ワークライフバランスが保たれ、労働生産性の向上につながることも見込まれています。

そこで、地方型サテライトオフィスの推進について、市の見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（浅田雅昭君） 前田佳重議員の一般質問に対し順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、前田議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

まず1点目の県民緑税の活用、この関係であります。どのように周知するか。

あるいはニーズの吸い上げ、このことでもあります。さらに計画につなげていくかということでもあります。周知につきましては、宍粟市のホームページ、あるいは啓発冊子等々によって行っております。特に自治会等からの要望に基づいて、県に要望を行っておる状況もあり、自治会総会等を踏まえながら、このことについては周知をしております。

さらに今後、自治会長会等を通じて、市単独事業も含めて周知を図ってまいりたいと、このように思います。

2点目の人家裏山の危険木の伐採等々、この御質問であります。人家裏山の危険木の伐採要望も含め、県民緑税事業については、自治会等からの要望のあった箇所については把握をしております。県に対して事業要望を行っておるところであります。

課題としては、県民緑税を活用した県の事業では、人家裏山の危険木などを単木的、いわゆる1本1本ということで伐採するのではなく、一定の面積を面的に整備し、事業ごとに定められた採択要件に合致する必要があるため、採択要件に合致するような事業面積の設定やその区域の森林所有者の同意を得る必要があります。また県全体での事業要望も多く、優先順位等により採択されない場合もあるところがあります。

特に、この人家裏山の危険木の伐採等については、市としましても、これまでも市単独事業の彩の森林づくり事業において、対応できるようにしております。本事業は、自治会等が事業主体となり行う立木の伐採、広葉樹の植栽費用などを支援する補助事業となっており、小規模な面積でも実施可能であります。

本事業についても、引き続き自治会長等を通じて、さらなる周知を図ってまいりたいと、このように思います。

サテライトの関係につきましては、担当部長のほうから答弁をさせます。

○議長（浅田雅昭君） 中村産業部長。

○産業部長（中村仁志君） 私からは、地方型サテライトオフィスの推進についての御質問にお答えさせていただきます。

コロナ以前より、サテライトオフィスとしての企業進出を支援すべく、兵庫県との随伴事業としてIT関連事業所支援事業を実施しておりますが、要綱を策定しました平成28年度以降、宍粟市内でのサテライトオフィスの実績としましては、1社にとどまっておるという状況でございます。県全体での利用実績を見ましても、神戸市を中心とした都市部や郊外でのコワーキングスペースの需要があるものの、

宍粟市も含め、地方部ではコワーキングスペース、あるいはサテライトオフィスとも実績が少ない状況であり、通信環境や移動距離などの課題が影響しているのではないかと分析しているところでございます。

また営業部の令和4年度の取組としまして、サテライトオフィス等の進出に関心のある企業を対象としまして、モニターツアーを実施し、モニターツアー参加企業にアンケート調査を行った結果では、サテライトオフィスではなく、むしろリモートワーク施設への需要の高さがうかがえますが、リモートワーク施設としましては、民間で提供されておりますので、利用状況なども注視しつつ、既存の制度によりIT関連事業所支援の取組を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（浅田雅昭君） 3番、前田佳重議員。

○3番（前田佳重君） ありがとうございます。先ほども申しましたように、過去にもこの約17年間、この事業が始まっているんですけども、市民とか私はもう一市民だった頃になかなか認知度が低い、あまり分からない。先ほどこの一般質問でちょっと調べさせていただいたら、この4期のチラシがあるんですけども、いろんな先ほど市長がおっしゃったように、事業によっていろいろあるんですね。条件とか。

その辺を見ましても、結構長い令和7年までのパンフレットなんですけども、内容は見てもなかなか、宍粟市が活用できているようには感じないんですね。そこで過去にもこの定例会で市長は、自然豊かな宍粟市は市民の共有財産であり、次の世代に引き継いでいくためにも、今でもできる限りのことをやり、災害のない安全で安心な生活環境の整備が必要ですと。

また議員の方からも平成に、こういった災害に強いということの森を守る、あるいは将来につないでいくという観点では、今後可能な限り重点的な政策として取り組む必要があると。申し訳ない、これ後のほうは市長ですね。最初のほうは議員なんですけど、当時の議員なんですけどね。にもかかわらず、なかなか活用はできていない。またこれ事業によっても1年目に要望して調査して、そして2年目の事業になるんですね。でも令和7年といいますと、令和6年にもう令和5年は決まっていますので、また事業単位のことをお聞きしますけれども、令和6年に要望、調査しても、令和7年しかもうないわけですね。そして、この事業が第5期までつながるのかどうかも分かんない。その辺で、先ほど資料に全体のお話を聞いたんですけども、各事業の単位で、今どういう取組状況かというのをお聞きします。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） この平成18年から県民緑税を活用したんですが、宍粟市もたくさん活用させていただいて、それぞれの地域で、冒頭申し上げたとおり申請してすぐというわけには、要件がありまして、面積もありまして、それではなかなかこの、特に人家裏山のいわゆるライフラインを確保するというのは、これはなかなかこの災害に強い森づくり事業の中で、県民緑税というものは、なかなか当たる場合も少ないので、違う観点からこれまで市単独で独自事業もやってきました。

というのは、例えばライフライン、電線とか、そういったところについては、一定の枠の中で何メートル以上立木を切らせていただいて、そのことについては支援しましょうという市単独事業も展開をしてきました。かなりそれぞれのところで、ライフラインの確保について、努力していただいた経緯があります。

さらにまた今日は、まさに日本風景街道をつくろうということで、彩りの森林づくり事業ということで、一定の里山整備ということで事業展開、これは森林環境譲与税を活用しながらということでもあります。

またほかの事業もあるんですが、いろんな事業をそれぞれのところに当てはめて、これまでまさに災害に強い、あるいはライフラインをしっかり守っていく、こういう観点でこれまで取組を進めてきたと、このように考えております。

そこで、事業ごとの具体的なことについては、担当部長のほうから答弁させたいと思います。

○議長（浅田雅昭君） 中村産業部長。

○産業部長（中村仁志君） 先ほど市長からの説明があったとおり、事業ごとのほうは私のほうで御答弁させていただきます。

県民緑税につきましては、基本的には地元の方から御相談を受けた上で、それぞれのその要望内容を聞いて、私どものほうで現場確認をした上で、採択要件にどの事業があるのかということを見据えた上で、県民緑税に行くのか、もしくは市の事業で対応できるのか、そういったところを判断させていただいております。

それで県民緑税につきましては、例えば人工林の少ない広葉樹の多いところでの危険木、そういったところについては、例えば里山防災林整備事業でありますとか、あるいは溪流部分での土砂の流出が多いところにつきましては、緊急防災林整備事業の例えば溪流対策とか、そういった事業を御提案していると、それにつきましては県の担当と連携しながら、地元のほうに返しているという状況でございます。

○議長（浅田雅昭君） 3番、前田佳重議員。

○3番（前田佳重君） 大きく分けて、災害に強い森づくり、そして県民まちなみ緑

化事業は、大きく分けて二つですね。それから、災害に強い森づくりで緊急対策防災林整備、溪流対策、斜面对策、また針葉樹と広葉樹林の混交整備、そして里山防災林の整備、そして野生動物共生体、そして住民参加型の森林整備、これらが大きく分けてあるんですけども、それらによって活用、直接林業事業体が県のほうに、西播磨県民局のほうに要望を出すというものもあると思うんです。

そして、この宍粟市にあった事業、内容ですね、これがどう活用されているのか。その辺を具体的にお聞きしたいんです。

○議長（浅田雅昭君） 中村産業部長。

○産業部長（中村仁志君） 例えば森林組合さん、いわゆる林業事業体さんのほうから直接県に行って、それで県民緑税事業の活用という部分では、例えば針広混交林の整備事業といたしまして、いわゆる高齢人工林の部分伐採する事業がございますが、そういったところにつきましては、直接奥地ということもありまして、人家とかいわゆる人的な被害の及ぶところではないという観点から、林業事業体のほうからの御提案もあると。冒頭申し上げました里山防災林とか、それから緊急防災林整備事業の溪流対策、そういったものにつきましては、いわゆるその人的被害が直接及ぶというところについては、市と県と連携しまして、この事業がこの県民緑税の事業採択要件に合うのかどうか、そういった御判断をいただいた上で、事業採択されるものはされますし、対応できないものについてはお断りして、別事業で対応しているというところがございます。

○議長（浅田雅昭君） 3番、前田佳重議員。

○3番（前田佳重君） ちょっとお答えになってないんですけども、林業事業体が直接県のほうに申出、要望するのは、何と何の事業ですか。

○議長（浅田雅昭君） 中村産業部長。

○産業部長（中村仁志君） 先ほども申し上げましたように、針葉樹林と広葉樹林の混交林整備事業といたしまして、これにつきましては、事業主体が森林組合さん等のいわゆる林業事業体さん、そちらのほうが事業主体となる事業でございます。そういったものについては、直接県の担当者といろいろお話をされて、それで採択される場合もございます。

○議長（浅田雅昭君） 3番、前田佳重議員。

○3番（前田佳重君） 第4期の計画の内容に沿って、ちょっと御説明していただきたいんですけども、もう一つあると思うんです。緊急防災林整備、②の斜面对策、これも林業事業体から直接県のほうにされると思うんですよ。そのほかに、同じく

緊急防災林整備の1番、溪流対策とか、先ほど里山防災林、人家の裏ですね、そして野生動物の共生体、そして住民参加型森林整備。あと7番目は都市部だったんで対象外。

それらの事業、森林事業体のほうもこれも直接するのには、どういう。これ事後で宍粟市のほうにも報告があると思うんです。それが、それぞれにどういう活用状況で調査依頼をして、何年度はどのぐらいの実績で、満遍なくやっていますよというような情報を教えていただきたいんです。

○議長（浅田雅昭君） 中村産業部長。

○産業部長（中村仁志君） 今議員がおっしゃられたとおり、確かにちょっと私が言いました針広混交林事業につきましては、一例でありまして、確かにその緊急防災の溪流対策とか、あるいはほかの野生動物共生林整備事業につきましても、林業事業体さんから直接県のほうに行かれる場合もあります。

それで、先ほど言われた実績のところなんですけども、一応県のほうから市のほうに、そういった情報共有という意味で、それぞれの事業についても、実績の報告はいただいております。

例えばその緊急防災林の斜面对策、これはいわゆる切捨間伐の後の簡易土留めをする事業なんですけども、そういった物については175.5ヘクタールを市内では実績として挙げていただいているという報告でありますとか、あるいはそのほかのところについても、それぞれ針広混交林につきましても、実績のほうもいただいておりますという状況で、ほかの光都管内におきましても、そういった情報共有もする中での取組ということで、やっておるといところでございます。

○議長（浅田雅昭君） 3番、前田佳重議員。

○3番（前田佳重君） 最初に冒頭には市長がおっしゃいました。ホームページにも掲載しているということをおっしゃいましたけども、宍粟市のホームページには緑化、県民緑税についての御説明はないと思うんです。そして、自治会を通じて、連合自治会を通じて、こういうものがありますよ、いろんな事業によって違うんですけどね。例えば、県民まちなみ緑化事業、これはもともと都市部のほうが納税が多いですから、この都市部に使ってもらうために、学校の芝生だとか、そして自治会の駐車場やとか、そういうところを芝生化するとかというのが、全体の3割ぐらいですね。3割ぐらいが使われてるんです。こういったものも自治会を通じて、こういうものがありますよ、こういう集会所に芝生ができてきますよ、こんな補助でできますよというのは、本当に周知されてるのか。それとも一部の役所関係に詳しい方

の自治体しか、本当に皆さん分かってはるのかというようなことも、ちょっと感じてます。

私がお聞きしてるのは、この事業、先ほど具体的な事業を全く話されてない。例えば里山、裏山ですね、例えば令和4年、令和5年ですね、令和4年に何件要望して、そして調査していただいて、令和5年度の実施がこれだけありますよと。令和6年度はまだ。令和5年度にまだ調査をこれだけしてますので、来年はそれだけのものがありますよというようなことを、やっぱりそれぞれ性質が違うんです。

こういうことをお聞きしてますと、本当に発信、ホームページ発信、よそのところはあんまり言いたくないんですけど、多可町さんなんかは、ある程度独自で説明されて、そして詳しくは県のほうに飛ばされてます。そういった自治会を通じての、市民とか事業所への周知、そして政策の説明、これが本当に十分にできてるんでしょうか。

いやもう一度、議長、先ほど来の質問にまだお答えされてない。それを先にお願ひします。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 質問のありました、特にその中今日私も持ってきておりませんが、大きく4項目、例えば緊急防災林等々、また具体的に後ほどおっしゃった数値とかというのは出てきますので、また議長を通じて出せるようにしますので、この場では多分、何件、何件というのは、この質問の中で調べておりませんので、私もしておりませんので、また後刻出させていただきます。

ただこの事業は、もう既に18年からでありますし、旧山崎町においても、その前から防災林整備やあるいは各町もいろんな事業でやっておりました。それを各単独でなかなかできないので、県がそういう緑税を創設されて、また法人超過税も含めながら、こうやってこられた事実があります。

その啓発については、さらにしっかりとしていきたいとこのように思っています。ただ自治会については、自治会長さんが毎年変わられたりありますので、必ず例えば危険木があるところやあるいは集落等の周辺で森林整備の相談を受けると、必ずそのようにして、この事業をどうでしょうかと。それをもって市から事業要望を県に出しているのと、こういう手順は多分変わらずやっておると思います。

事業体も今24の事業体ですが、事業体でも一定毎年1回総会がありますので、そういったことも含めて、事業体にはそういう話、私自身も行っておりますので、そういう説明も担当からやっております。

ただ、広く市民の皆さんにということがありますので、今後周知の方法については十分検討して、可能な限りこんな事業がありますよということについては、ホームページが至らなかつたら、そういうことも含めて今後検討していきたいと、このように思います。

○議長（浅田雅昭君） 3番、前田佳重議員。

○3番（前田佳重君） データが、データといっても、そんなに各事業、複数件たくさんじゃないんですよ。1件あるかないかなんですね。分かります。

○議長（浅田雅昭君） 中村産業部長。

○産業部長（中村仁志君） 先ほどちょっと数値のほうを割愛させてもらって申し訳なかったです。今ちょっと資料がありますので、御答弁させていただきます。

まず緊急防災林の整備事業の令和3年度から令和5年度までの宍粟市内での実績ということで御説明させていただきます。

それにつきましては、斜面对策で175.50ヘクタールで、溪流対策につきましては1か所でございます。それから里山防災林整備事業につきましては、令和3年から令和5年の中で1箇所、それから針広混交林の整備事業につきましては、市内で4箇所となっております。それから野生動物共生林整備事業につきましては、残念ながらゼロというところがございます。それからあと、住民参画型の森林整備事業につきましては2箇所というところがございます。

○議長（浅田雅昭君） 3番、前田佳重議員。

○3番（前田佳重君） ちょっと一つずついかせてもらいますね。

野生動物ですね、これバッファゾーン、見通し、人家の裏とか田んぼの裏側の見通しをよくして、動物との共生を図るといようなことなんですけど、これ平成の一般質問にもありました。これは進めない駄目なんじゃないですかといようなことを、それは見ましたけども。ただし見てみると、令和だけ確認したんですけども、令和元年から令和5年まで全くゼロです。ゼロなんですね。この辺はどうなってるんでしょうかね。

○議長（浅田雅昭君） 中村産業部長。

○産業部長（中村仁志君） 野生動物共生林の実績としてはゼロなんですけど、最初に御説明もさせていただいたんですけど、最初に地元の方から、まずどういった状況、例えば危険木とか、そういった地元からの御要望を聞く中で、例えばそういう危険木、人家裏山の危険木とか、あるいはそういうバッファゾーンを設けたいとかいような御要望があった場合ですと、当然その県民緑税のこの事業それぞれ採択要件がご

ざいまして、例えばバッファゾーンでしたら、鹿柵の設置でありますとか、あるいは農家への被害アンケート、そういった物が採択要件になっております。

それで被害状況によって、例えば被害のアンケート調査によって、30%以上というのが一つの採択要件にもなったりしておりますし、そういった部分でこの事業に採択要件の中で取り組めない。それで別事業を御提案するというようなこともございまして、野生動物共生林については、実績としてはゼロという状況になっておるといことです。

○議長（浅田雅昭君） 3番、前田佳重議員。

○3番（前田佳重君） 農業にしても、本当に大事な事業の一つだと思うんですよ。それが全く令和になってやられてない。そして課題に上がってるのかなど。課題に問題があって、課題に上がってるんだったら、これはもう当然どんどん改善されて、要望が出されて、いやもう令和6年からやるんですよとかね、そういうことをできなくても、今後こういうことを課題に上げて何とかしよう、たまたま今鹿を見かけませんですけどね。そういうのは本当農家の皆さん困っておられるんです。その大切な税金をお預かりした県が、こうやって事業をやられてるんですよ。何とかそれを活用していただくために、やっていただきたい。

それと里山ですね。里山、裏山を伐採して、そして災害から守る。こういったものも、令和4年、令和5年実施がないんですよ。令和5年にまた調査でも依頼されて、令和6年もあるのかどうかちょっと分かんないんですけど、確かに令和5年あれですね、鷹巣であるんですね。

令和4年、昨年ですね、3件出されてるはずなんです、要望が。それでも全部不採択、不採択なんです。なぜですか。

○議長（浅田雅昭君） 中村産業部長。

○産業部長（中村仁志君） 先ほどから何度も御説明しておりますけども、里山防災林につきましても、面積要件5ヘクタール以上というものがございます。それで私どもの宍粟市としては、何もその地元様からの御要望をお断りしてるのではなくて、別の事業にコーディネートしているという意味合いでございます。ですので、例えばこういう県民緑税が活用できない場合には、例えば市単独事業で御提案させていただいたり、あるいはほかの政策の中で、またやっていただくようなことも今継続しておるといところでございます。

それで先ほど言われました、里山防災林につきましても、3件御要望を確かにいただいております、そのうちの1件ということになっておるんですけども、これ

についても当然面積要件というところ、それから地元のやっぱり同意、これが事業採択要件になっておりますので、そういったものも含めまして、その地元のほうで全て整うかと、そういったところも御確認させていただく中で、もしできない場合には、別のところの事業で対応をしているという状況でございます。

○議長（浅田雅昭君） 3番、前田佳重議員。

○3番（前田佳重君） こういうのを見てみますと、本当にニーズの吸い上げ、そして行政の窓口のアドバイス、そして県からの実施要領の把握。把握してこれは土木、これは農林、そういうのは本当に運用は回ってるんですか。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 何遍もお知らせしますとおり、あるいは答弁も担当部長がおっしゃるとおり、災害に強い森づくり事業はそこにあるとおり、一定の面積要件やあるいは許可要件があります。それに合致しないものは、相談を受けたときには当然市の単独事業これでどうや、あるいは市の単独事業もうまくかみ合わせながらということで、例えば有害鳥獣の補助金なんかも、その制度を活用してやっていただくと。それが今は一定の面積ですけども、できたら自分ところの1枚の田んぼでもやってくれというような要望がたくさんあります。

それは、なかなか難しいので集落営農の中でとか、こういうやり取りはもう現にやっております。それからもちろん、混交林整備事業もたしかあれ15ヘクタールですから、その例としては、河原田でやっていただきました。3分の1は広葉樹を植えていこうと、こういうことも現にこれまでもやっておりますが、ただ、県民緑税を活用していただいて、広範囲にやることは非常にありがたいので、その方向へこれまでも行っておりますが、どうしても地元との調整やら、それから地元の周りの環境やら整わない場合は、可能な限り、単独事業にかぶせるものはかぶせていこうという努力も、私は職員がやってくれてると思いますので、決して怠けてると私は思っておりません。

○議長（浅田雅昭君） 3番、前田佳重議員。

○3番（前田佳重君） いや、怠けてるとかそんなこと言ってないんですけどね。

先ほどの里山ですね、3件要望されて、そして調査されて、広葉樹が5割以上ないと駄目なんですね。そういうことがちょっと引かかったみたいですよ。だから私は先ほど申し上げたとおり、実施要領は私は見せてくれません。行政の方はお分かりですけども、私は見せていただけません。実施要領は本当に把握されているのかというところが、先ほど市長答弁されましたけども。市との土地所有者とかいろいろ

る問題があって、なかなか事業が進まないということをおっしゃいましたけど、例えば林野庁は御存じだと思うんですけども、林野庁の「森林シューセキ！事例報告会」これは御存じですか。

○議長（浅田雅昭君） 中村産業部長。

○産業部長（中村仁志君） はい、存じ上げております。

○議長（浅田雅昭君） 3番、前田佳重議員。

○3番（前田佳重君） これは林野庁のホームページにも掲載されてるんですけども、そのときの報告資料、宍粟市の報告資料なんですけども、そこに課題が書いてあったんですね。事務負担（人材不足）、要望としてはこの県民緑税に関してです。そのことが書いて、最終ページと、その前のページに書いてありました。事務負担、人材不足、要望としては県は推進できるように助言をいただきたいと、こういうことを書かれてるんです。県民緑税に関して。

県独自の事業として、どうなんですかね。

○議長（浅田雅昭君） 分かりますか。

中村産業部長。

○産業部長（中村仁志君） 人材不足という部分は、恐らくですけども、令和元年度から各市町には森林環境譲与税が配分されております。そこにつきましては、市内の森林については市が責任を持ってやっていかなあかんと、県民緑税についてはあくまでも県事業ということで、その事業の推進については県のほうで担っていただく。

ただ、市が何もしないわけではなくて、県民緑税の当然地元からのお話とか、あるいはその県民緑税のそういうコーディネートですね。そういった部分については、地元と一緒に市も入っていくという話はさせていただいてるんですけども、あくまでも令和元年度からの森林環境譲与税で、やっぱりこの人材不足というのではなくて、市の責務として森林環境譲与税を担うということになってますので、その責務の部分として、県の事業として県民緑税はやっていただきたいという意味かと思っております。

○議長（浅田雅昭君） 3番、前田佳重議員。

○3番（前田佳重君） このプレゼンというか、実績報告の資料は、新たな森林管理システムに関わる森林環境譲与税の活用というのがテーマなんです。そこに課題として、県民緑税、県独自の課題があるというようなことなんですけども、県民緑税というのは本当に、この林業分野、災害に強い森づくり、こういうのは本当に私

たち宍粟市90%以上ですか、森林が占めてるのは。本当に役立つ事業だと思うんです。それが、行政が人材不足、中身が分からへんから県に教えてくれというようなことを、公の林野庁の資料にこう書いてあるんですね。

こんなことでは駄目だと思うんですね。だから国やとか県の事業を行政の方が、市民や市内の事業所に役立つように、調整していくのが行政の方の仕事じゃないですか。その中で、人員が足りないとかというような課題は、解決していかなあかんのじゃないですか。それがもう今延べ17年たって、もうこれも一市民がおっしゃったんです。活用されとんかなというようなことをお聞きしたから、私は一般質問しとんです。

それで私も調べて、一生懸命調べてやってるんですけどね。そんな状況でよろしいんですか、市長。

○議長（浅田雅昭君） 中身が分からないと書いてあったんですね。

止めといてください。

3番、前田佳重議員。

○3番（前田佳重君） 正式には言葉は違いますが、要望として県は県民緑税を推進するように助言をいただきたいということです。すみません。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） それは先日、私も近畿中国営林の代表をしております、全体的な報告の中で関係市町と協議をしたんですが、その研修会の報告もあり、具体的なことはしません。ただ中で、ただ河原山国有林で現地研修をして、そのときの課題もあります。

ただいまおっしゃった県民緑での課題について、市の担当レベルの中で出てるだろうと思うんですけども、人材不足というより、情報の関係でただいま最後におっしゃったことですね。それはいろんな形で担当レベルでは、そういうことの意見交換の中でこういうことが不足するんじゃないでしょうかということ、国有林を管轄する国に言ったんじゃないでしょうか。私はこの立場をもってですが、兵庫県で国有林野を管轄しているのは、宍粟市だけの管理所ですから、そういう意味ではいつもよく話すんですけども、県に対しても一緒に話すのは、例えば県民緑税で里山整備、あるいは防災林整備をして、特に防災林で急傾斜地をしたときに、どうしても流末処理もしていかなあかんのです。

当然、流末処理は村落のほうに続いていくわけでありまして。山だけ直して、それから山にある小さな河川も直したところで、道路も流末もせないかん。したがって、

県のほうに対しては、県民緑税を使っていわゆる里山整備、防災林整備をしたときにも、流末処理も流末処理は市の責任でありますから、当然一体的な事業として捉えてもらえないかと。場合によっては一括発注する中で、市の負担分は当然やっていく。そのことによってコストダウンするじゃないのと、こういう話も実は議論の一つとしてやっております。それぞれの担当のレベルでやっておりますので、ただ、おっしゃったように広く市民の皆さんに、全部いろんなこの情報が、何ヘクター以上ないとどう、こういうことは行き渡ってないのは事実だと思いますので、そのことについては繰り返しになりますが、可能な限り県民緑税を活用した、こういう事業がありますよと。

さらにまた、どんどん窓口は市のほうに一旦行っていただいて、県につなげますよと、こういうことはまた啓発の一つとして、しっかりつないでいきたいと、このように思います。

○議長（浅田雅昭君） 3番、前田佳重議員。

○3番（前田佳重君） 今の御答弁では、本当にこれからまた、例えば5期が令和8年から始まるとしても、本当に活用できるのか心配です。

それでは、先ほどこの森林集積、これの事例報告会令和5年の2月21日にされてるんです。令和5年の2月21日。先ほど言いました人員不足だとか、県に助言をいただきたいと、認識は分かっておられますか。

○議長（浅田雅昭君） 中村産業部長。

○産業部長（中村仁志君） 担当のほうから、一応報告のほうは受けておるんですけども、ちょっとはっきりしたことまでは言えないのが現状です。

○議長（浅田雅昭君） 3番、前田佳重議員。

○3番（前田佳重君） ちょっと申し訳ないけど、そんな状態で。本当これ林野庁で実績報告会をされてるんです。これ港区で。港区で実績報告会、27ページのプレゼンテーションの資料をつくって、それを最終ページに書かれてるんですよ。それが、今現在の担当部局長、部長、そういう方も認識がないんです。これは誰が書かれたんですか。分からないとおっしゃいましたよね。内容は。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 統括しておる市長としても申し訳ないんですが、もし可能でしたら、また申し訳ないですけど、その資料を見せてください。私はひょっとして分かりませんが、想像でしか物を答弁できないんですが、いろいろその港区に行って、担当が林野庁の主催の中で研修会で、そういう発言したということだと思ふん

ですが、人材不足というのはもちろん森林事業体も含めて、山に入っていただく方も含めて、非常に人材が不足しとるという表現だったのかもしれませんが、それからそれを市の行政機関としても、あるいは県とつなぐ、そういったところでもプロパーとしての人材が不足しておるのかも分かん。

したがって、県や国に対して、そういったことの行政庁たる国や県がさらにフォローしてくれと、こういう意味だったかもしれませんが、具体的にその資料を見ておりませんので、また可能でしたら、後刻教えていただいたら、私なりにも対応していきたいと、このように思います。

○議長（浅田雅昭君） 3番、前田佳重議員。

○3番（前田佳重君） 分かりました。何せ、皆さんの大切な税をお預かりされて、そして県がこうやって事業をやられてる。宍粟市は本当にその災害をから守るということ、森林を整備するということは本当に大事なことだと、大事なことだと思う。それをぜひとも積極的に進めていただきたい。進めていただきたいんです。それには今御答弁をお聞きしたら、なかなかそういう感じにはいってない。いや、もう今準備ができて、もう次はやろうとしてるんやというようなことを、全く見えないんです。私はそう思います。感じました。申し訳ないですけど。

それと次に、サテライトオフィス。

サテライトオフィスは、地方型これから先、本当に都市部で大きな中堅企業とか大企業が、地方に拠点を持って、これが拠点が付加価値を上げる、例えばITとか、そして営業事務とか、そういったデスクでもできるオフィス。こういったものをどんどん積極的に誘致する。企業誘致もそうですけども、製造業で企業誘致して、昔みたいに来ていただいて、どんどん金型とか、どんどん変わって行って、外国に出したり、なかなか企業誘致するのは難しい。そういう、今現状はあると思うんです。

だからそのサテライトオフィス、要は人が事務所を持って事務所の中で働く。そうすると、人材確保をしていかなあかん。若者が、子育ての若者が定着したり、都市部からUターンしてそこに勤める。また都市部から、近くの自治体がふるさとかなんやけどJターンして勤める。そして西播磨近辺から人材が、宍粟市のサテライトオフィスに勤める。そういう時代が来てるんじゃないですかね。人が働けば、これは都市部で大企業が、こうやってその拠点をつくるわけですから、当然仕事はあるわけです。仕事を受注した物があるわけです。だから営業もしなくていい。ただ今の時代、インターネットとパソコンだけあれば仕事ができるんです。宍粟市は、食べる物、衣食住でいうたら食事、本当にその食事もある有機野菜、そしておいしいお米、

自然豊か、環境は素晴らしい。空気がきれいでおいしい。だから生産性も上がるんじゃないかというようなことがあると思う。

これビジネスチャンスだと思うんですよ。もうそういったものも、国も総務省でもお試しでサテライトオフィスとかやっています。そして、内閣府でもデジタルで、これを推進しています。それを、そうやって都市部の企業とマッチングとか、そういった支援をしていただいているんですね。

兵庫県でもう既に、令和3年からでしたっけ、国の事業。今県が窓口となってやっておりますけど、県は事務処理だけです。そうやってデジタル田園都市何とかというんですけども、その事業が、兵庫県でも先にやられてるのが、新温泉町、そして南あわじ、淡路市、そして神戸、神戸は何やっていったら六甲山です。そこでサテライトオフィスを誘致されてるんですよ。宍粟市もすごい広いしね、敷地もたくさんあります。そういった人材を集めること。いや宍粟市は、サテライトオフィスができるんやと、人材が集まってサテライトオフィスのブランド化なんかもできたらいいと思うんですよ。これから人が仕事ができる場所に集まるんですから、今宍粟市の傾向としては、仕事をしようとも仕事はない。自分でちょっと立ち上げて職人でもやろうかとか、しっかりされて、企業でも事業所でも、やっぱり仕事を取るのも大変です。そこで宍粟市で生き抜くのは大変です。事業所としてね。

そんな中で、やっぱり製造業とか大変厳しい。観光なんか、なんかといたら失礼だけど、観光で休日以外、またオールシーズン稼働できるんですか。それほど稼働できる観光できたらいいですよ、京都みたいにね。

例えばメイプルさんなんかは、かき餅つくったり、お餅をつくったりしてあれされてます。そんな平日も稼働しますわね。なかなか稼働、オールシーズンでやっぱり休日に向けて、採算を目指すというのは大変だと思うんですね。それも大事。観光も大事です。そして企業誘致も大事。

しかし、新しい時代を見据えたサテライトオフィスも大事なんじゃないですか、市長。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） もうかねてよりおっしゃったとおり、いろんな政策をまさに総動員しながら、できるだけ関係人口を創出するだけで、宍粟市に興味、関心を持っていただくという動きは、これまでやってきました。当然観光というキーワードもありますし、あるいはレクリエーションもキーワードになってくるだろうと。あるいは豊かな森もキーワード、こういうこともあります。

ただ時代的には今、まさにデジタルの中で、デジタル田園都市国家構想推進ということで、国も旗印をようやく上げました。確かに新温泉町も。御存じかも知りませんが、宍粟市もこのコロナ禍の中で一定、そういうことも試験的に、実は東山でやりました。ただ全国的な状況を見ますと、また製造業も含めて、企業もどんどんまた戻りつつある、元へ。こういう状況も見ながら、おっしゃったことも含めて、これから田園都市国家構想の中でDXも含めて、我々は戦略を描いていかなあかんと、このように考えておりますので、おっしゃったことが何もかも私は全てではないと。

したがって、今宍粟市は先ほど申し上げたあらゆる動員の中で、少なくとも1人でも我が町に興味、関心を持っていただいて、できれば定着していただいて、もしくはまた仕事にと、こういうことは一つの大きな柱でありますので、ぜひ御協力をお願いしたいと思います。

もし可能でしたら、サテライトでできるような企業を紹介していただいたら、私も行きます。あるいは個人もありましたら、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（浅田雅昭君） よろしいですか。

これで3番、前田佳重議員の一般質問を終わります。

続いて、神吉正男議員の一般質問を行います。

9番、神吉正男議員。

○9番（神吉正男君） 9番、神吉正男です。それでは、一般質問を行いたいと思います。よろしくをお願いします。

人や物、お金や情報が国や地域を越えて世界規模で結びつき、世界の一体化が進むことを意味するグローバル化、この言葉が叫ばれ始めて久しいです。日本国内において、当初は大都市にしか該当しない概念でありましたが、国際ビジネスの進展や海外からの労働力の確保、訪日旅行形態の変化などによって、今ではグローバル化は地方都市にとっても重要な概念となっています。

近年における日本の金利の低さに起因すると言われている円安の影響は、デフレ脱却のできない現状において、デメリットとして海外から購入する食料やエネルギーの価格の上昇により、日本国内の物価を押し上げています。しかし、日本の物やサービスがとても安く感じられるため、インバウンドの増加の追い風となっているのがメリットです。このグローバル化に対して政治に求められる役割は、グローバル化を円滑に促進させるための諸課題の解決にあると考えます。

それらの課題の中で、文化、宗教、言語、習慣に関して、双方の理解不足に起因

し、多国籍化に立ちはだかるこの壁を克服し、相互の理解を促進させることが、お互いの成長と幸福に結びつくものの一つであると私は考えます。

本日は、宍粟市へ旅行される訪日外国人の応対や、ビジネスや労働者として宍粟市に在住されている外国人の方々との関係性、また海外研修によって知識、見分、視野を広げたいとお考えの宍粟市明の方々にまつわる諸課題について、質問してまいります。

新型コロナウイルスの感染法上の分類が、季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられ半年がたちました。国内旅行では、観光地の多くが旅行客でにぎわっています。また、この10月には日本人は93万人が海外へ出発し、海外から250万人の観光客が日本を訪れたということです。

中国人観光客においては、8月から日本への団体旅行が解禁されるなど、全国の大都市では、インバウンドの影響でホテルが取りづらくなっており、また空室が少なくなると、宿泊料金の変動するシステムにより高額になっている状況です。しかし、中国の出入国の規制緩和が遅かったことで、今の現状はコロナ前と比べまだ4割程度しか回復していません。宿泊施設の価格の動きもそうですが、今後の中国人ツアー客の回復次第だとも言われています。

兵庫県内においても多くの人でにぎわっている、いろいろな催しが開催されたことを、関西系のテレビで報道されていますが、宍粟市においては11月に開催された最上山もみじ祭りによって、観光客の動向の現状を知ることができました。全国同じだったと思いますが、紅葉は例年より1週間以上遅れていました。もみじ祭り期間の終盤とされていたときに、NHKで最上山公園の紅葉が見頃であると報道されたためでしょう、観光駐車場は姫路ナンバー以外の自動車で埋め尽くされ、最上山はとても多くの観光客でにぎわいました。その中には、阪神間の団体バスツアー客はもちろんですが、外国人観光客の姿も見受けられました。

そこで、インバウンド受入体制の整備についてお聞きします。

第3次ふるさと宍粟観光基本計画のインバウンド受入体制の整備の項では、インバウンドの受入れを行っている施設は少なく、外国人旅行者をターゲットとしている旅行商品や観光コンテンツも少ないというふうに、少し控え目な評価をされていますが、最近の訪日外国人の目的は、景色や建造物を見る観光から、文化や生活、また歴史と触れ合う観光へと、訪日旅行形態が大きく変化しています。

これは観光用につくられた物を見物する観光だけでなく、地方に本来ある飾らない自然や人々の生活、歴史に培われた文化や風土に触れることにも関心を持ってお

られるということです。自然や歴史に培われたこの宍粟の地は誇るべき日本一の風景街道があり、その文化や風土こそ観光コンテンツそのものだと私は考えます。

宍粟市の持つ自然、風土、文化、生活、歴史のこれら全てが観光資源であると認識し、国内旅行者やインバウンドに対応すべきものと考えますが、いかがでしょうか。市は具体的にどのような施設、観光商品、観光コンテンツを想定し、現状をどのように認識されているのでしょうか。伺います。

また観光案内とともに、飲食店などでのメニューや商品の説明が必ずついて回ります。インバウンド受入体制の整備としては、これらをスムーズにしておくことも課題だと思うのですが、近隣のエリアへの国、地域の訪日外国人旅行者が多く来ているのか。旅行形態や交通手段等の調査や、宍粟市の有するどのコンテンツが目的にマッチしているのか。どのようなことが不足しているのかを検証するともされておられます。その進捗状況について教えてください。

次に、外国人の宍粟市での生活についてです。

国内では医療、介護、1次産業、製造業など、多くの業界において人材不足、人手不足が顕著であります。職場環境の改善を行い、外国人材を増強して育成するという制度とするため、技能実習制度に変わって、外国人を働き手として受け入れる育成就労という制度が政府の有識者会議から提案されたようです。

労働力不足は、宍粟市においても同じであろうと思うのですが、現制度である技能実習生はどのくらいおられるのでしょうか。今年の国際ふれあいまつりに参加しました際に、いろいろな国の人が宍粟市で活動されていることを知りました。外国人の方々も、宍粟市の経済活動を支える大切な市民です。

そこで、宍粟市の住民としてできるだけ快適な生活をしていただきたいとの思いで、次の4点の質問をいたします。

どんな国の人たちが何人ぐらい生活しておられるのか。行政上の宍粟市民としての立場はどのようなものであるのか。滞在目的をどのように捉えておられますか。サポートセンターのような物もあるのかということを含めまして、生活習慣や困り事に対して、どのように対応しておられますか。

続いては、海外研修支援事業についてです。

グローバル化による東アジア地域や欧米との関係や国際的視野を持った人材の育成を行い、その後でその人が宍粟市で活躍するということを目指す、海外研修支援事業は大変意義深い政策であると考えます。この支援事業のこれまでの実績と、現在の応募状況はどうなっているのでしょうか。今年度の応募の締切りは、令和6年

1月22日となっています。現在の申込み、応募状況と想定される件数はいかがでしょうか。また、対象となる希望者に伝えるPRのために、そして応募をより増やすために、広報活動を改善できないものでしょうか。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（浅田雅昭君） 神吉正男議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、神吉議員の御質問にお答え申し上げたいと、このように思います。

インバウンドの関係、そのほかの具体的なこともありますので、後ほどまた具体的なところや、個々については担当部長のほうから答弁させたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また今朝のニュースで見ますと、新幹線が年末年始全ての車両予約制度になったということですが、ようやくというのか、コロナ前の1.5倍の予約率というふうに発表がありました。ようやくこの5月以降2類から5類に変わり、いろいろ模索しながら、まさに国中がいろいろな人の動きが活発化していった一つのあらわれではないかなと、そのニュースを見て感じておりました。

各地域でイベントも含めて、いろんな意味で元に戻そうと、こういう動きも当然のことながら活発化しております。併せもって、外国人の方も先ほどおっしゃったようにどんどん円安、円高の影響もあるわけではありますが、その状況で活発化しております。

また国内の自治体の中で、いわゆる外国人の交流インバウンドの伸び率の状況で、数字があるところで出ておりましたが、100位以内に79位だったと思うんですが、自治体で宋栗市になっておりました。これは千種のゴルフ場の影響もあるのかなと思うんですが、伸び率がもともと少ない中で、たくさん来られたので伸び率が全国で79位だったという情報も発信されました。

したがいまして、今回御質問いただいているようなインバウンドについては、今後いろんな課題を捉えながらやらないかなということ、それぞれの数値を見て私自身感じたところであります。

それからもう一点は、もみじ祭りのお話がありましたが、私はやっぱり常々ですけども、テレビを通じて発信するというのは、非常に大きな影響があるなど、ということでありまして、その一つに先ほどおっしゃっていただいたNHK、ああいふ形で映像で流していただくと、いかにそこへ行ってみようかというふうな心の動

きを醸し出すような形になってくるのかなと思いますので、さらにNHKを含めて、報道機関にも的確にその都度、都度の情報やら、あるいは戦略を描いて、市内のあらゆる観光も含めて情報発信をしたら、さらに効果があるのかなと、こんなふうに思っています。

そこで、インバウンドの受入体制の整備について、特に大きく2点御質問いただいておりますので、1点目の受入れを行っている施設やコンテンツをどのように認識をしておられるのかという、この御質問であります、市内には多くの観光施設やコンテンツがありますが、外国人旅行者向けに整えられた施設等とは限られておらない現状であります。

課題として、外国人の旅行者をターゲットとした受入体制を整備する方向性が、残念ながら定まっておらず、一体何が売りになるのか、どのコンテンツがマッチするのかというニーズを、それぞれの国や年代ごとに把握することや、あるいは市内の事業者の受入れニーズなども含めて、調査する必要があると認識をしております。

したがって、そういったことによって体制を整備していかななくてはならない、こういう現状であると、このように私自身は今、認識をしておるところであります。

2点目の調査や検証の進捗、このことではありますが、もちろん観光協会やいろいろなところで努力していただいたりして、私が知り得てる段階のところではありますが、観光基本計画は昨年度末に第3次の計画を策定させていただきました。今年度から計画推進に着手したところあります。

現時点では大きなその計画のところの推進というところ、進捗にはつながっておりませんが、来る大阪関西万博を契機として、インバウンド受入れに関する情報提供も盛んに行われておりまして、大阪・関西万博への説明会への参加や近隣市町との意見交換なども現在行っておるところであります。

特に多言語対応や、あるいは滞在時間を延ばすことなどが、特に課題として挙がるなど、近隣市町と連携して、多言語対応パンフレットの作成などを現在検討をしておると、こういうところあります。

今後につきましては、ようやく第1回戦が済んで、次のこれからいよいよ本格的に動こうという観光プラットフォーム、ようやくそれぞれの方が情報共有して、よいいどんでスタートしようやないかいと、こういうところにたどり着いたんですが、そのプラットフォームを通じた調査等を進めることとともに、宍粟市としてのインバウンド受入体制の整備方針、並びに近隣市町との広域連携などの検討を進めていきたいと、このように考えております。

私はこのインバウンドを、今は条件的には非常に整っておらない状況であります
が、私は繰り返しになります、市内のいろんな施設や歴史や文化、そういったもの
はある意味非常に大きな役割を演じてくれるのではないかなど。それをどうやっ
てこれからそこへつないでいったり、つくり上げていく、このことがとても大事か
など、こんなふうに思っております。

後ほど、また具体的なほかのことについては、担当部長から答弁させたいと思
います。

○議長（浅田雅昭君） 森本市民生活部長。

○市民生活部長（森本和人君） 私からは、外国人の宍粟市での生活についての御質
問にお答えいたします。

1点目の、何人の方が宍粟市で生活しているのかについてでございますが、10月
末日現在で374人の外国人の方が在住されております。この方たちは在留カードを
交付されているなどの条件に該当し、住民登録されている方になります。

2点目の行政上の宍粟市民としての立場についてですが、この方たちに関しまし
ては、住民票、印鑑登録、マイナンバーカード、そして住民税の課税と在住されて
いる期間は、市民として行政サービスを御利用いただきます。

3点目の滞在目的についてでございますが、技能実習生の方が多くと把握してお
ります。それ以外につきましては、永住者や特定技能1号の方なども多いようです。

4点目の生活習慣や困り事についてですが、市が事務局をしております国際交流
協会において、外国の方が生活習慣の違いを理解したり、困り事に対して手助けが
できる人と知り合えたりできるように、お茶ッとルームや、宍粟国際ふれあいまつ
りを通じて、多くの人と関わる機会を提供しています。また、生活衛生課では昨年
度ごみの分別や出し方に関する英語、中国語、ベトナム語とやさしい日本語のパン
フレットを発行するなどの対応を行っております。

続きまして、海外研修支援事業についての御質問にお答えいたします。

1点目のこれまでの応募状況と認定した補助金の交付実績についてですが、基金
を創設しました平成24年度以降の申請件数は、5人からの申請があった7件で、そ
のうち市が実際に補助金を交付したのは、2人の方に合計4件で総額350万円の交
付実績となっております。なお、今年度の申込み状況ですが、現時点での申込みさ
れている方についてはございません。

2点目の現在の広報活動についてですが、市広報誌、ホームページ、SNS等で
定期的に募集するとともに、市内の高等学校はもとより、市内の学生が多く通う近

隣の高等学校や大学の大キャンパスに応募チラシを配布し、周知を行っているところでございます。

平成27年度には、できるだけ多くの多くの方に利用してもらいたいという寄附者の意向もありまして、一部制度を見直した経緯もありまして、市民の方が海外等において、国際的視野や広い識見、技能の習得を目指す場合に広く活用していただけるように、引き続きとなりますが、広報等の周知に努めてまいりたいと考えております。

また、海外研修体験者を招致しての広報活動についても努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 9番、神吉正男議員。

○9番（神吉正男君） 分かりました。

まずインバウンド受入体制のところですが、先に今回のもみじ祭りですけども、自然相手ですので、やはり次回藤まつりなどがありますが、どうしても時期を外してしまうようなこともあります。これだけはどうしようもないんですが、そのときに皆さんに喜んでいただけるようにというふうに、実行委員会のほうでは頑張っておられます。

それで受入体制のところですが、コンテンツは定まっていない、把握、調査していくよということでしょうが、日本一の風景街道というものがあり、市民の心の中に存在するだけではなくて、これこそインバウンドによる着地型観光の観光資源のコンテンツに活用することができるのではないかと考えています。

日本一の風景街道として取り上げられて整理して、それらをコンテンツに取り込むという方法がいいのではないかというふうに、ちょっと私考えているんですが、ここの考え方についていかがでしょうか。まずお聞きします。

○議長（浅田雅昭君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 私もそのことは当然のことだと思いますし、今市が進めております日本一の風景街道、これは歴史や文化や人の営みやあるいはこれからの新しい文化も新しい創造のことも含めて、風景街道として宍粟市をつないでいこうと、まさにこれまでもおっしゃっておった点と点を結んで線にして、さらに線を面にしようという、こういう動きであります。

その一つに、私はやっぱり歴史を一つのコンテンツとして捉えたときにも、私は宍粟市も十分いろんな意味でできるのではないかなど。例えば山城であります。最

上山の篠ノ丸城跡、あるいは長水城址、あるいは波賀城址、そういったものも十分ありますし、さらには本多公ゆかりのああいう形で、本多記念館がなされておる甲冑隊、あるいは甲冑のキセル、こういうことも一つのつながりが出てくるだろうと、こう思っています。

それからもう一つは、歴史的にも千種で一生懸命やっていたら紙すき、さらにはまた豆腐づくり、少し人の営みになりますが、豆腐をつくっている風景、あるいは先日も外国の方がコンニャクを食べられて驚かれたんですが、コンニャクはどないしてできてる、どうしてするんやと。例えばですが、身近なところで風土や歴史や文化が、まさにそういった今議員がおっしゃったように、なり得るというふうに可能性は非常に多いと思います。

したがって、大阪万博はフィールドパビリオンということで、知事が奨励されて、各地でたまたま宍粟市はE-BIKEを中心にして、自然ということではありますが、それらにそういった物をぶら下げると、私はもっとすばらしい物語になっていくのではないかなと思いますので、そういうことは観光協会へも一部投げかけておりますので、今後またそういうことも含めて、いろんな議論の中で作り上げていただいたらと、このように考えております。

ただそこに人がどう関わったり、言語がどう関わっていくかということも課題を整理しながら、進めていく必要があるだろうと、このように認識しております。

○議長（浅田雅昭君） 9番、神吉正男議員。

○9番（神吉正男君） 私が思ってるような答弁をいただけたので、とてもうれしいんですが、まさしくそれが誰がやるのか、どうやってつなげていくのかというのが大事だと思います。

それはまた次回にしますが、旅行者観光客の旅行の形態なんですけども、市内の飲食店で五、六年前から、中国や韓国の旅行の方が多いそうなんです。聞いてたんですが、特にコロナ明けにはアジアだけじゃなくて、欧米からのしかも家族のような小グループで来店が多くなってきているようです。宍粟市内ですよ。宍粟市に対する旅行形態については、この小グループの旅行者が多いから、やっぱり日本語の通訳のできる添乗員なんかはついていないんですということですね。

それで、そのメニューの中身を説明することが、もうとても難しいんだと。特にオリジナル性が高いです、町の料理者ですので、その説明はスマホの通訳アプリなんかでは対応し切れないんだとおっしゃられていました。料理を説明するメニューに例えば辞書で調べた韓国語ではなくて、韓国語を母国語とする人に協力してもら

って、そういうものをつくると、ちょっとした表現の違いで、とても理解してもらいやすい、分かりやすくなって通じるんじゃないかと思います。

そうやって出来上がったメニューは、やはりインバウンドの受入れの体制の一つとして考えると、とてもよいアイデアだと思うんです。このことに関していかがでしょう。

○議長（浅田雅昭君） 中村産業部長。

○産業部長（中村仁志君） おっしゃるとおりだと思います。それでまず第一に、外国人旅行者が利用される施設でありますとか、あるいは飲食店がどういうふうに思われているか。これにつきましては、観光プラットフォームの中にも飲食関係の方もいらっしゃると思いますので、そういった方の御意見を聞きながら、また検討してまいりたいと思います。

○議長（浅田雅昭君） 9番、神吉正男議員。

○9番（神吉正男君） 外国人旅行者が利用される、そういう施設や飲食店にそういう外国語による説明がある体制がつくれたら、利用する外国人にとっても受入施設にとっても、とてもよいと思うんです。そういうことがコミュニケーションが生まれるとか、話題となって、さらに来訪者が増えるという好循環をもたらすんじゃないかと思います。

こういう作業を確立させるためには、どなたの協力がいいだろうと思ったときに、国際交流協会と違うかというふうにするんです。ちょっと体制のない内容までは知らないんですが、こういう団体の協力と商店というか、料理屋さん、お店などをつなぐという方法は、どこかにあるでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 富田副市長。

○副市長（富田健次君） 先ほど市長から投げられました観光協会の立場でもそうなんです、今密接にそことのつながりというんですか、はございませんが、従来から観光協会のほうから、何とか外国人、インバウンドの受入れのためには、国際交流協会の協力が必要だということも訴えておりますし、そういったことも伝えておりますので、今後先ほど言いました観光プラットフォーム、この中に例えば交流協会の方に入っていただくとか、そういうような取組の中で連携を深めて、先ほど神吉議員が言われました案内パンフの多言語化というんですか、そういったことに取り組めたらなとは思っております。

○議長（浅田雅昭君） 9番、神吉正男議員。

○9番（神吉正男君） いい流れだと思いますので、どうぞ可能な限り進めていただ

きたいと思います。

次は、令和6年から令和8年の総合計画の実施計画の商工業の振興のところに、営業部設置事業があり、森林セラピーなどの宍粟市の資源を企業の福利厚生や研修に使ってもらうことを推進するために、企業に対して営業活動を展開するというふうに書いてあるんです。それとまたともに、観光の振興のところにも、同じく営業部設置事業を掲示されておられます。

これは宍粟への観光を目的とした営業を、営業部が推進していくという意味合いなのかどうか、ここを確認させていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） どなたが答弁を。

水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） この実施計画の中ではこういった形で書いておるんですが、内容としまして、やはり今森林セラピーを中心にいろんなモニターツアーをして、そういったところで企業課題の解決型というようなことで、企業の健康経営であったり、そういったことに取り組んでいただいております。

そういったものを営業部のほうでやっておるんですけれども、具体的にこの部分を、観光振興を営業部に当てつけるかと、そういったことではなくて、いろんな企業を呼んでくることで、観光のほうにも足元を広げていただこうというような意味合いでございますので、直接営業部がという御理解にならないような形で、御理解いただけたらなと思っております。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 9番、神吉正男議員。

○9番（神吉正男君） ということは、セラピー以外の観光資源というようなものももしあったとして、それを企業の福利厚生や研修に対してだけじゃなくて、都会の人に宣伝するなどということには、営業部は使わないということですか。

○議長（浅田雅昭君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） すみません。説明が少し不足しておりましたが、当然、森林セラピーとか、ほかのいろんな観光コンテンツも含めて、一泊二日で滞在していただくとか、健康づくりのために、いろんなそういったコンテンツを利用しようということでございますので、当然観光という意味では、そういったものの一つも営業部の中のメニューですね、そういったものには組んでいくということで御理解いただきたいと思います。

○議長（浅田雅昭君） 9番、神吉正男議員。

○9番（神吉正男君） いろいろなコンテンツをつなげて、それを提案していくという営業方法ですね。分かりました。

続いて、外国人の宍粟市での生活についてですが、まず市のホームページはグーグル検索、グーグル翻訳というんですか、によって外国語に対応されておられます。自動翻訳なので、固有名詞などの変換は正確にできていないようです。しかし、一定の翻訳ができていますので、これは日本語の読めない外国人に対して、また日本語の分からない人たちにとってはよい手段だと思います。

日本語を上手に話せない人たちへの対応方法をちょっと調べていましたときに、生活衛生同業組合というところにつながりまして、そこでスマホのアプリケーションにデジタル翻訳ソフトがあるということを教えてもらったんです。それでアプリをダウンロードしまして使ってみました。結構難しい会話でも簡単に20か国の言語に通訳してくれるので、日本語が分からない人たちの生活や、外国語を話せない日本人にとって、とても役立つことが分かりました。

私が知らなかっただけで、外国人やその観光客の方はそのアプリを使っておられるのかもしれませんが、受入れ側のお店や商店、事業所などにも使用を推奨してはいかがかと思うんですが、これはもう伝わってるものなんではないかな。

○議長（浅田雅昭君） 中村産業部長。

○産業部長（中村仁志君） この市内の商店や事業所について、まだ確認を取れてないんですけども、その辺の動向というものも、また今後確認した上で、場合によってはまた観光プラットフォームの中でも、そういった御意見をまた反映させていただきたいと考えております。

○議長（浅田雅昭君） 9番、神吉正男議員。

○9番（神吉正男君） そういうふうに承知しておいていただいたら、ありがたいです。とても翻訳がすばらしかったんで驚いたんです。

次は海外研修支援事業についてお伺いします。

申込みの資格が16歳から65歳となっています。高校生や大学生に留学に関心を持ってもらうためには、やはりこの制度をその前段の前の段階の中学生の頃に、御家族などにも広報して、海外への興味と理解を進める工夫があっただけじゃないかと考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 森本市民生活部長。

○市民生活部長（森本和人君） 現在、本支援事業につきましては、市内の3高校を含め、近隣の高等学校や大学のキャンパスにチラシとかポスターを配布していると

ころでございますが、神吉議員が言われましたように、高校生となって卒業を迎えるとその身近な進路の選択としましては、就職か大学進学というようなことが現実として現れてくるのではないかと考えております。

中学生という早い段階で、海外に興味を持っていただき、高等学校に行ってもその思いを持ち続け、海外へのチャレンジとつなげることが、非常に大事であると考えております。このようなことから、今年度は中学生とその御家族も含めまして、その制度が行き渡るような形で、紹介とか啓発というようなことで今後努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（浅田雅昭君） 9番、神吉正男議員。

○9番（神吉正男君） 小学生の頃から、もう英語を覚えるという、私らの時代ではちょっと想像もつかないような英語の勉強しているということなんで、やはり英語に関しては、海外への興味を持つということがあってもいいんじゃないかと考えています。もちろんそれが絶対しなければいけないことではなくて、興味を持っておられる方に限って、それを対応できるという御家族の下での話です。

この事業です、海外研修支援事業は基金が市民からの寄附によって成り立っていると聞いています。同僚議員の質問の中にもありましたが、これが約3,000万円ほどあったと、この間聞きました。それで今4名ですかね、200万円ほどを使っているということでしょうか。これはいつまでに使うんだというような、そういうことを寄附者の方とお話をされているのでしょうか。それとも大切に長いことをかけて使うようにと言われてるのでしょうかね。

○議長（浅田雅昭君） 森本市民生活部長。

○市民生活部長（森本和人君） 寄附者との間での話は、いつまでというような期限をつけてのものではありません。有効に活用していただいたらということなんですけども、寄附者等の思いもありまして、単純に海外留学だけで使ってもらうのではなくて、技能であったりとか、そういった知識を海外でも生かして、そして日本に帰ってきて、宍粟市でもその活躍をしていただいて、また宍粟市に還元していただくということを条件にということ聞いておりますので、そういった方が応募の中で現れるかどうかというようなこともあるんですけども、先ほど冒頭言いましたように、期限については特に定めはございません。

○議長（浅田雅昭君） 9番、神吉正男議員。

○9番（神吉正男君） 確認ですけども、ですので3,000万円引く200万円の2,800万

円ほどが残っているという感覚でよろしいですね。まだ50名からは応募を受け付けられるということですか。

○議長（浅田雅昭君） 森本市民生活部長。

○市民生活部長（森本和人君） 基金の残の状況なんですけども、令和4年度で2,687万3,570円の基金の残ということになっております。件数につきましては、実際に使われた方につきましては、2人の方に合計4件で350万円というような形になっております。

○議長（浅田雅昭君） 9番、神吉正男議員。

○9番（神吉正男君） 分かりました。ということは、いろいろな研修などにも使ってもらいたい、英語圏だけではなくて東南アジアのほうにも適用できるようにということでしょう。ということは、学生さんなんかでいうと、先ほどの答弁の中にありました高校を出ましたら、その先の進路を決めたいというときに、その留学とか、そういうものが入ってこようかと思えます。

それはやはり、高校に入ってから考えるのではなくて、その前段から考えるものではないかと思っていますので、それは早めに広報などで、そういう提案もしていただきたいというふうに思うのと、その研修になりますと、就職先が決まってしまうと、もう職に就いてしまったら、6か月以上の休暇などを取ることはとても難しいんだろうと思うんです。

例えばですけども、宍粟市では職員が、就職して事業に、この事業に取り組みたいんだと言ったときに、能力研修であれば1か月以上になりますかね、留学研修であれば半年以上、また1年近く休んで、その後復帰できるというような、その制度があるのでしょうか。

○議長（浅田雅昭君） 砂町総務部長。

○総務部長（砂町隆之君） 職員がこの制度を使った場合ということですけども、制度としましては、職員が自己啓発等で休業する制度がございます。ただし、これにつきましては、国際貢献活動であるとか、大学課程の履修のため、これはもう海外の大学も含めてですけども、こういった場合に活用できることとなっております。なおかつ公務に支障がない、またそのことが、その能力を今後公務に発揮できるというような内容であればということですので、そういったことが認められれば、それは2年間という期間ですけども、休業はすることができるということになっております。

○議長（浅田雅昭君） 9番、神吉正男議員。

○ 9 番（神吉正男君） それはいい制度かもしれませんがね。ただ帰ってきてもらって、それが役に立つという大前提があるんでしょう。分かりました。

いろいろなことが知りたいというような気持ち、それから世界がどうなっているのかを知りたいという方も多くおられると思います。これが寄附者の思いにつながるように、この事業を使ってもらって、参加した人たちが視野を広げることの楽しさを得てもらって、日本の外のいろいろなことを知ってもらいたいと思っています。見聞を広めてもらいたいと思います。そういう人たち、若い人や高齢者においてもそうですが、世界を知るということが大切だと思います。

今日は、宍粟市の将来のまちづくりにつながる政策に向けた質問を行わせていただきました。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（浅田雅昭君） これで 9 番、神吉正男議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は明日 12 月 14 日、午前 9 時 30 分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

（午後 3 時 0 3 分 散会）